

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年6月29日 |
| 【事業年度】 | 第11期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日） |
| 【会社名】 | 株式会社グリムス |
| 【英訳名】 | gremz, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 田中 政臣 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー19階 |
| 【電話番号】 | (03) 5769-3500 |
| 【事務連絡者氏名】 | 経営企画部長 阿部 嘉雄 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー19階 |
| 【電話番号】 | (03) 5769-3500 |
| 【事務連絡者氏名】 | 経営企画部長 阿部 嘉雄 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | 第7期 | 第8期 | 第9期 | 第10期 | 第11期 |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 決算年月 | 平成24年3月 | 平成25年3月 | 平成26年3月 | 平成27年3月 | 平成28年3月 |
| 売上高 (千円) | 4,365,835 | 5,220,647 | 5,781,912 | 6,171,982 | 6,739,006 |
| 経常利益 (千円) | 300,546 | 165,304 | 292,827 | 368,983 | 606,455 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (千円) | 86,805 | 228,728 | 154,215 | 193,940 | 399,616 |
| 包括利益 (千円) | 81,805 | 234,196 | 157,445 | 192,695 | 399,616 |
| 純資産額 (千円) | 1,270,130 | 1,443,133 | 1,553,919 | 2,106,123 | 2,458,182 |
| 総資産額 (千円) | 2,564,960 | 2,616,459 | 3,091,306 | 4,044,531 | 4,834,223 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 744.82 | 423.48 | 450.01 | 552.62 | 639.92 |
| 1株当たり当期純利益金額 (円) | 51.29 | 67.16 | 45.59 | 53.19 | 104.65 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円) | 49.69 | 66.33 | 44.86 | 52.61 | 103.81 |
| 自己資本比率 (%) | 49.5 | 54.6 | 49.8 | 52.1 | 50.9 |
| 自己資本利益率 (%) | 6.9 | 17.0 | 10.4 | 10.6 | 17.5 |
| 株価収益率 (倍) | 24.92 | 5.41 | 24.87 | 14.04 | 9.74 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 263,154 | 350,152 | 161,495 | 150,477 | 820,462 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 494,918 | 356,335 | 3,344 | 704,548 | 236,387 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 608,614 | 194,947 | 195,583 | 785,117 | 265,770 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (千円) | 1,134,895 | 1,646,436 | 1,677,179 | 1,908,226 | 2,758,071 |
| 従業員数 (名) | 226 | 236 | 241 | 279 | 257 |

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

3. 平成26年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

4. 平成26年9月3日付で388,200株の第三者割当増資を行っております。

5. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | | 第7期 | 第8期 | 第9期 | 第10期 | 第11期 |
|----------------------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 決算年月 | | 平成24年3月 | 平成25年3月 | 平成26年3月 | 平成27年3月 | 平成28年3月 |
| 売上高 | (千円) | 457,491 | 460,646 | 500,361 | 508,025 | 514,069 |
| 経常利益 | (千円) | 51,675 | 58,934 | 121,000 | 101,439 | 129,404 |
| 当期純利益 | (千円) | 14,910 | 47,351 | 76,957 | 51,917 | 116,011 |
| 資本金 | (千円) | 387,065 | 387,305 | 387,680 | 599,249 | 599,249 |
| 発行済株式総数 | (株) | 1,742,700 | 3,488,600 | 3,493,600 | 3,881,800 | 3,881,800 |
| 純資産額 | (千円) | 1,268,430 | 1,245,988 | 1,283,088 | 1,706,799 | 1,775,253 |
| 総資産額 | (千円) | 1,977,917 | 1,821,509 | 2,143,186 | 2,564,791 | 2,947,318 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 743.82 | 369.21 | 374.85 | 447.84 | 462.14 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) | (円) | 30.0 (-) | 15.0 (-) | 15.0 (-) | 15.0 (-) | 15.0 (-) |
| 1株当たり当期純利益金額 | (円) | 8.81 | 13.90 | 22.72 | 14.24 | 30.38 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | (円) | 8.54 | 13.73 | 22.36 | 14.08 | 30.14 |
| 自己資本比率 | (%) | 64.1 | 68.4 | 59.9 | 66.5 | 60.2 |
| 自己資本利益率 | (%) | 1.19 | 3.77 | 6.09 | 3.47 | 6.66 |
| 株価収益率 | (倍) | 145.07 | 26.12 | 49.91 | 52.46 | 33.54 |
| 配当性向 | (%) | 340.5 | 107.9 | 66.0 | 105.3 | 49.4 |
| 従業員数 (外、平均臨時雇用者数) | (名) | 25 (-) | 29 (-) | 24 (-) | 23 (-) | 20 (2) |

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

3. 平成26年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり配当額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

4. 平成26年9月3日付で388,200株の第三者割当増資を行っております。

2【沿革】

| 年月 | 事項 |
|----------|--|
| 平成17年7月 | エネルギーコスト及び環境負荷の削減に係る事業を行う目的で、東京都新宿区に株式会社コピキタスエナジー(資本金50,000千円)を設立。 |
| 平成18年8月 | エネルギーコストソリューション事業として低圧電力需要家向けの電子ブレーカー販売を開始。 |
| 平成18年11月 | 関西地区への販売拠点として大阪支店を開設。 |
| 平成18年11月 | 業容及び人員数の拡大に伴い、本社を東京都新宿区から品川区へ移転。 |
| 平成19年2月 | リレーションシップ事業としてWebプロモーション事業を開始。 |
| 平成19年5月 | 中部地区への販売拠点として名古屋支店を開設。 |
| 平成19年7月 | エコロジーソリューション事業(現：スマートハウスプロジェクト事業)としてエコキュート及びIHクッキングヒーターの販売開始。 |
| 平成19年11月 | (株)ネオ・コーポレーションと電子ブレーカーの商品売買基本契約を締結。 |
| 平成21年3月 | (株)ジャスダック証券取引所(現：東京証券取引所JASDAQ)に株式を上場。 |
| 平成21年8月 | (株)京セラソーラーコーポレーションと住宅用太陽光発電システムの販売店取引基本契約を締結。 |
| 平成21年10月 | プログパーツ型環境貢献サービスを行うインターネット上のウェブサイト「グリムス(gremz)」の譲受けに関する売買契約を締結し、運営を開始。 |
| 平成22年4月 | リレーションシップ事業から撤退。 グリーンハウスプロジェクト事業(現：スマートハウスプロジェクト事業)として住宅用太陽光発電システム等の販売を開始。 |
| 平成23年4月 | 新設分割の方式の会社分割により、(株)グリムスソーラー・(株)GRコンサルティングを設立し、持株会社制へ移行。また、商号を(株)グリムスへ変更。 |
| 平成23年6月 | プレミアムウォーター(株)と合弁会社(株)グリムスプレミアムウォーターを設立。 |
| 平成23年7月 | ウォーターサーバー事業(現：スマートハウスプロジェクト事業)としてミネラルウォーターの宅配による販売を開始。 |
| 平成24年1月 | 本社を品川区東五反田から同区東品川へ移転。 |
| 平成24年5月 | 長州産業(株)と住宅用太陽光発電システムの売買取引基本契約書を締結。 |
| 平成24年12月 | (株)エフティコミュニケーションズと合弁会社(株)GFライテックを設立し、LED照明の販売を開始。 (株)ネオ・コーポレーションを持分法適用会社化。 |
| 平成25年3月 | (株)グリムスプレミアムウォーターの事業を一部譲渡。 |
| 平成25年7月 | (株)グリムスソーラーが、自社を存続会社として(株)グリムスプレミアムウォーターを吸収合併。 |
| 平成25年9月 | パナソニックESソーラーエナジー販売(株)と住宅用太陽光発電システムの売買基本契約書を締結。 |
| 平成25年11月 | (株)グリムスベンチャーズを設立。 |
| 平成25年12月 | 電力のマネジメント等を行う(株)エナリスと包括的な協業に関する契約を締結。電力取次の取扱い開始。 |
| 平成26年3月 | 保有株式の一部譲渡により(株)ネオ・コーポレーションを持分法の適用範囲から除外。 (株)エナリスより太陽光発電所を購入。再生可能エネルギー開発事業を開始。 |
| 平成26年9月 | (株)エナリスを割当先とする第三者割当増資(増加資本金211,569千円)を実施。 |
| 平成27年5月 | (株)エナリスよりグリムスソーラー 嬬恋 太陽光発電所を購入。稼働開始。 |
| 平成28年2月 | (株)GFライテックの商号を(株)グリムスパワーに変更。 |
| 平成28年5月 | 静岡県浜松市にて、グリムスソーラー 懐山 太陽光発電所を建設。稼働開始。 |

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社グリムス）、子会社4社により構成されており、電力料金の削減コンサルティング、住宅用太陽光発電システム等の販売、再生可能エネルギーの開発を主な事業としております。

当社グループの事業内容及び関係会社の位置付けは以下のとおりであります。当社は、関係会社に対する経営指導・管理業務を担っております。

なお、以下の3事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

また、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することになります。

(1) エネルギーコストソリューション事業

エネルギーコストソリューション事業は、主に法人に対してエネルギーコスト削減の提案を行う事業です。低圧電力需要家に向けた電力基本料金削減コンサルティング、高圧電力需要家に向けた電力料金の削減を目的とした電力の取次、LED照明の販売があります。

電力契約には、契約電力50kW未満である低圧電力について電灯契約（電圧100V）と低圧電力契約（電圧200V）、契約電力50kW以上については高圧電力契約と特別高圧電力契約といった契約種別があります。

低圧電力需要家に向けた電力基本料金削減コンサルティングは、主として中小規模事業者が対象となります。低圧電力契約には負荷設備契約と主開閉器契約の2種類があり、負荷設備契約は、建物内にある動力を使用する機械の各々の最大使用電力量（kW）を合計したものを基礎に契約電力を計算し、これに基本料金単価を乗じて基本料金が決定されます。主開閉器契約では、電力の需要家が自らの判断で使用する最大の電力量（kW）を決めるもので、登録した電力量に基本料金単価を乗じて決定されます。多くの場合、負荷設備契約よりも主開閉器契約を選択した方が基本料金は下がることとなります。そこで、負荷設備契約を締結している顧客に対して電力の利用実態に係る実地調査及び分析を行うことにより、主開閉器契約が最適である顧客に、電力の基本料金引き下げのために電力契約の種類変更を提案し、確実な電力供給を確保するために必要な電子ブレーカー（注1）の販売・設置を行っています。また、それに係る電子ブレーカー設置工事の手配やリースの事務代行、クレジットの取次、電力会社に対する電力契約の種類変更申請の代行業務までを一貫して行い、最終的には顧客や提携しているリース会社に対して電子ブレーカーの販売、又は顧客に対してレンタルを行うことで収益を獲得しています。他方、顧客にとっては、基本料金の削減額と電子ブレーカーに係る毎月のリース料やクレジット代金、レンタル料の負担との差額がメリットとなります。

高圧電力需要家に向けた電力料金の削減を目的とした電力の取次は、高圧電力需要家に対し、契約kW、年間使用電力量（kW）、負荷率（注2）などの電力使用状況の調査・分析を行い、電力の調達改善を行うことにより電力料金の削減が可能となる需要家に、使用電力の監視や機器の遠隔自動制御を可能とするエネルギーマネジメントシステムを販売し、複数の電気事業者から最適な電力を購入することでより安価な電力を調達することができる電力取次を行います。電力の供給元である電気事業者は、複数の小売電気事業者（注3）や一般電気事業者から電力を調達し多数の顧客へ供給するため電力の需要量と供給量のバランスを常に監視する必要があるため、顧客にエネルギーマネジメントシステムを設置してもらい、電力の使用状況を監視することで精緻な電力需要予測を可能としています。

LED照明の販売は、通常の蛍光灯に比べて電力消費が少なく長寿命のLED照明を販売するものです。

当事業は、連結子会社の株式会社GRコンサルティング及び株式会社グリムスパワーが行っております。

（注1）通常のブレーカー（熱伝導式ブレーカー）ではその構造上、許容電流量の上限、過電流許容時間の上限ともに曖昧なため、電力契約の種類変更（負荷設備契約から主開閉器契約へ）に際しては、実測電流値を上回る容量を確保する必要があります。それに対して電子ブレーカーは、電子制御によりJIS規格で定められた範囲内で正確に動作するため、実測電流値に近い、必要最低容量での設定が可能となります。

（注2）最大電力に対する年平均需要電力の比率を年負荷率といいます。年間の電力設備稼働率を表したものであり、値が大きいほど設備が有効活用されたことを示し、値が小さいと、未使用の発電設備が多いこととなります。

（注3）小売電気事業者とは、電気の小売を行う事業者として政府が登録した事業者のことです。

(2) スマートハウスプロジェクト事業

スマートハウスプロジェクト事業は、住宅用太陽光発電システム等のエネルギー関連商品の販売や、再生可能エネルギーの開発を行う事業です。

住宅用太陽光発電システム等のエネルギー関連商品の販売については、主に一般家庭向けに、住宅用太陽光発電システムや蓄電池、エコキュート等のエネルギー関連商品を取り扱っております。住宅用太陽光発電システムは、屋根などに設置された太陽電池モジュールにて発電した電気を自家消費し、不足時には電力会社から電気を購入し、余剰時には余剰電力買取制度を利用して電力会社に電気を売ることができるという仕組みです。当社グループは、モール型ショッピングセンターなどの商業施設内に開設された催事場や太陽光発電メーカーが運営するフランチャイズシス

テムの加盟店を展開することで、全国的に販売拠点を配置し、住宅用太陽光発電システム等のエネルギー関連商品の催事・店舗販売を行っております。住宅用太陽光発電システム等の商品は商社・メーカー等から仕入れ、販売においては対面による詳細な説明・コンサルティングを行い、取付工事の手配、クレジットの取次まで一貫して行うといった、個人の顧客を対象とした商品の販売で収益を獲得しております。

再生可能エネルギー開発事業は、永続的に利用することができると認められるエネルギー源の開発を行う事業であり、現在は、当社グループで太陽光発電所を保有し、当該発電所にて実際に発電した電気を電気事業者に販売し、売電収入にて収益を獲得しております。

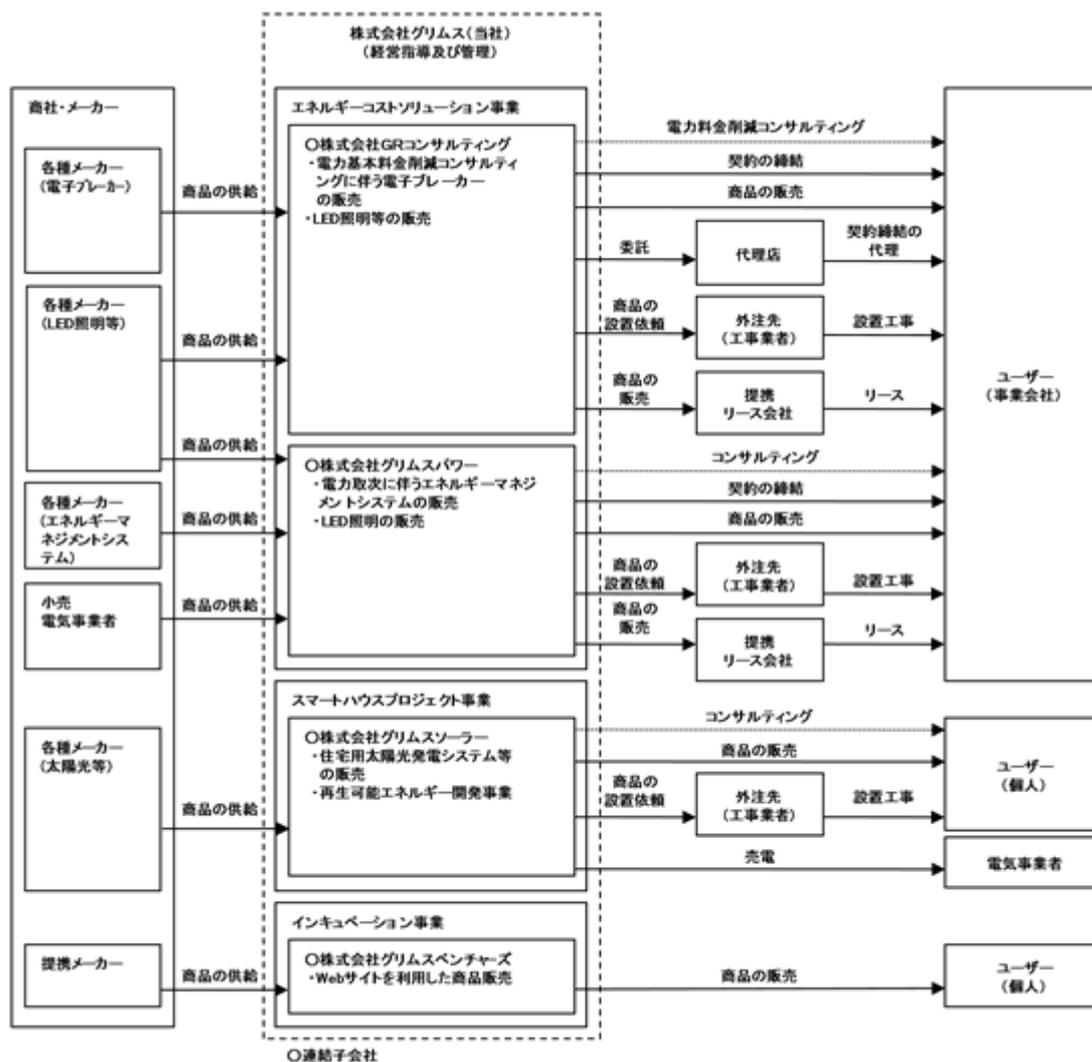
当事業は、連結子会社の株式会社グリムスソーラーが行っております。

(3) インキュベーション事業

インキュベーション事業は、新規事業の創出を行う事業ですが、現在はWebサイトを利用した商品販売を行っており、連結子会社の株式会社グリムスペンチャーズが行っております。

[事業系統図]

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。



4【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金 (千円) | 主要な事業の内容 | 議決権の所有割合 (%) | 関係内容 |
|----------------------------------|--------|-------------|---------------------------|-----------------|-----------------------------------|
| (連結子会社) ㈱GRコンサルティング (注)2、3 | 東京都品川区 | 20,000 | エネルギーコスト ソリューション 事業 | 100 | 経営指導 管理業務等受託 役員の兼任 設備の賃貸 |
| (連結子会社) ㈱グリムスパワー (注)4 | 東京都品川区 | 30,000 | エネルギーコスト ソリューション 事業 | 100 | 経営指導 管理業務等受託 役員の兼任 設備の賃貸 |
| (連結子会社) ㈱グリムソーラー (注)2、3 | 東京都品川区 | 10,000 | スマートハウス プロジェクト事業 | 100 | 経営指導 管理業務等受託 役員の兼任 設備の賃貸 |
| (連結子会社) ㈱グリムベンチャーズ | 東京都品川区 | 10,000 | インキュベーショ ン事業 | 100 | 経営指導 管理業務等受託 役員の兼任 設備の賃貸 |

(注)1. 連結子会社の主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. ㈱GRコンサルティング、㈱グリムソーラーについては、売上高(連結会社間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

当該各社の主要な損益情報等は以下のとおりであります。

| 会社名 | ㈱GRコンサルティング | ㈱グリムソーラー |
|-----------|-------------|-------------|
| (1) 売上高 | 3,020,557千円 | 3,642,818千円 |
| (2) 経常利益 | 385,111千円 | 153,661千円 |
| (3) 当期純利益 | 253,381千円 | 83,945千円 |
| (4) 純資産額 | 931,839千円 | 519,238千円 |
| (5) 総資産額 | 1,520,025千円 | 1,491,589千円 |

4. ㈱グリムスパワーは、当連結会計年度において、㈱GFライテックより社名変更いたしました。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年3月31日現在

| セグメントの名称 | 従業員数(名) |
|-------------------|---------|
| エネルギーコストソリューション事業 | 160 |
| スマートハウスプロジェクト事業 | 75 |
| インキュベーション事業 | 2 |
| 報告セグメント計 | 237 |
| 全社(共通) | 20 |
| 合計 | 257 |

(注)1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、持株会社に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---------|---------|-----------|------------|
| 20(2) | 37.1 | 5.0 | 4,123 |

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループは、労働組合が結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しており、特筆すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用情勢の改善などにより景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、個人消費の伸び悩みや新興国経済の減速など、世界的な景気の下振れ懸念などにより、停滞感を強めつつある状況となっております。

このような経済状況の中、当社グループは、再生可能エネルギーの利用促進や電力の小売全面自由化を見据えて積極的な事業展開を行ってまいりました。エネルギーコストソリューション事業において、電力基本料金削減コンサルティング、LED照明の販売、電子ブレーカー既存顧客のリースアップに伴うリプレイス販売、及び電力料金の削減を目的とした電力の調達改善を行う電力の取次の推進、スマートハウスプロジェクト事業において、住宅用太陽光発電システムや蓄電池等のエネルギー関連商品の販売、5月にメガソーラーの取得と稼働開始など、創エネルギー・省エネルギー・蓄エネルギーといったエネルギーに関連する様々な商品・サービスを提供してまいりました。インキュベーション事業につきましては順調に販売を伸ばしており、着実に収益性を高めております。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、各事業がそれぞれ収益を伸ばしたことにより、売上高は6,739百万円（前期比9.2%増）となり、会社設立以来の每期増収を更新しております。また、営業利益は575百万円（前期比61.5%増）、経常利益は606百万円（前期比64.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は399百万円（前期比106.1%増）となり、いずれも過去最高となっております。

事業別の状況は、以下のとおりであります。

〔エネルギーコストソリューション事業〕

エネルギーコストソリューション事業につきましては、LED照明の販売、電子ブレーカー既存顧客のリースアップに伴うリプレイス販売が好調に推移しているほか、電力基本料金削減コンサルティングによる電子ブレーカー販売、前連結会計年度より開始した電力の取次についても堅調に推移しております。その結果、エネルギーコストソリューション事業の売上高は3,023百万円（前期比9.8%増）、セグメント利益は700百万円（前期比26.0%増）となりました。

〔スマートハウスプロジェクト事業〕

スマートハウスプロジェクト事業につきましては、主力商材である住宅用太陽光発電システムの販売に加え、前連結会計年度より推進してきた蓄電池の販売をさらに進めるとともに、両商材のセット販売を推進してまいりました。また、5月に完成・取得した群馬県嬬恋村のグリムスソーラー嬬恋太陽光発電所にて売電を開始するなど、積極的な事業展開を行ってまいりました。その結果、スマートハウスプロジェクト事業の売上高は3,642百万円（前期比7.5%増）、セグメント利益は262百万円（前期比17.3%増）となりました。

〔インキュベーション事業〕

インキュベーション事業につきましては、Webサイトを利用した商品販売は毎月順調に受注を伸ばしております。その結果、インキュベーション事業の売上高は72百万円（前期比130.9%増）、セグメント損失は3百万円（前期は21百万円の損失）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」と言います。）は、2,758百万円となり、前連結会計年度末に比べ849百万円増加いたしました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動の結果得られた資金は820百万円（前期は150百万円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益632百万円、売上債権の減少378百万円等による資金の増加があった一方で、法人税等の支払145百万円等による資金の減少があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果支出した資金は236百万円（前期は704百万円の支出）となりました。これは主に、投資有価証券の売却120百万円等による資金の増加があった一方で、有形固定資産の取得342百万円等による資金の減少があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果得られた資金は265百万円（前期は785百万円の収入）となりました。これは主に、長期借入金の借入700百万円等による資金の増加があった一方で、長期借入金の返済376百万円、配当金の支払い157百万円等による資金の減少があったことによります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

| セグメントの名称 | 当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日) | 前期比(%) |
|-----------------------|---|--------|
| エネルギーコストソリューション事業(千円) | 588,717 | 9.3 |
| スマートハウスプロジェクト事業(千円) | 1,878,102 | 22.4 |
| インキュベーション事業(千円) | 7,024 | 23.5 |
| 合 計(千円) | 2,473,844 | 19.0 |

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

| セグメントの名称 | 当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日) | 前期比(%) |
|-----------------------|---|--------|
| エネルギーコストソリューション事業(千円) | 3,023,815 | 9.8 |
| スマートハウスプロジェクト事業(千円) | 3,642,818 | 7.5 |
| インキュベーション事業(千円) | 72,372 | 130.9 |
| 合 計(千円) | 6,739,006 | 9.2 |

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、以下のとおりであります。

| 相手先 | 前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日) | | 当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日) | |
|-------------|---|-------|---|-------|
| | 金額(千円) | 割合(%) | 金額(千円) | 割合(%) |
| 株式会社クレディセゾン | 829,265 | 13.4 | 727,687 | 10.8 |

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

(1) 人材の確保と育成

当社グループの現在の事業は、事業者を対象とする電力料金削減に関するコンサルティング、LED照明の販売、一般家庭向けの住宅用太陽光発電システム等の販売など、直接顧客に働きかける営業形態が主流のため、当社グループの業績は優秀な営業人員の確保とその育成速度に依存しています。そのため、それぞれの営業に熟達した営業社員の早期育成が重要な課題と認識しております。住宅用太陽光発電システム等の販売においては、催事を活用した販売形態について、現在まで蓄積してきた営業ノウハウの向上と教育により、営業社員の早期育成の加速化を目指したいと考えております。また、電力料金削減に関するコンサルティングにおいては、CTIシステムの効果的な活用により、営業社員の活動の一層の効率化、顧客対応スキルの向上、新入社員の成長速度の向上を促してまいります。

(2) 法令遵守体制の強化

当社グループは、事業者や一般家庭を対象とする販売会社であるため、厳格な法令遵守体制の構築は当然のこととして、さらに一歩進めた説明責任の徹底と顧客の当社グループサービスに対する真の理解と満足の獲得が必要と認識しております。

そのため、営業社員に対しては、営業マニュアル、コンプライアンスマニュアルを作成し、社内研修等を通じて説明責任等の理解を促しております。また、顧客に対しては、販売に際して顧客が当該商品・サービスの内容を正しく理解して購入の意思決定をしているかを、商品購入におけるリスクの認識に係る確認書の徴収と営業部門のバック・オフィスである業務部門から顧客への電話連絡により確認をしております。

また、当社グループは、個人情報保護に関する法律に定める個人情報取扱事業者に該当し、同法による規制の対象者となっています。従って、コンピュータシステムにおけるセキュリティ強化に加えて、個人情報保護に係る個人情報取扱規程を定めて厳格に運用しております。

今後におきましても、関係法令の遵守はもとより、顧客の情報管理などに対する万全な体制を確立するとともに、グループ一人ひとりの高い倫理観の醸成、社会的良識を持った責任ある行動を目指し、啓蒙活動や社内教育を徹底してまいります。

(3) 内部統制システムの維持・強化

当社グループは、平成19年3月開催の取締役会において、会社法上要請される「内部統制システムの整備の方針」に関しての決議を行っておりますが、当社グループにおきましては、新しい事業の展開等の検討・実施を恒常的に行っていることもあり、内部統制システムの整備に関わる継続的な課題が発生いたします。当社グループにおきましては、監査等委員会監査や内部監査の過程において、状況変化に応じた内部統制システムの変更の必要性を認識するとともに、対応策の早期構築に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項は以下のとおりであります。また、当社グループとして必ずしもそのようなリスクには該当しない事項についても、投資判断の上で、あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生時の対応に努めてまいります。なお、以下の事項における将来に関する事項については、本書提出日現在において当社グループで想定される範囲で記載したものです。また、以下の記載は当社グループ株式への投資に関連するリスクの全てを網羅するものではありません。

1．電力をめぐる状況の変化

(1) エネルギー政策について

政府は再生可能エネルギーの普及・拡大を推進しており、平成24年7月から開始された再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、太陽光等の再生可能エネルギーを用いて発電された電気については、一定価格で電気事業者が買取を義務付けています。各地方自治体は補助金制度により太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー利用を促進しています。また、エネルギーの安定供給を目的として、経済産業省は定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業により蓄電池の導入に際しての補助金制度を定めています。

当社グループは住宅用太陽光発電システム等の販売や再生可能エネルギー開発事業による売電を行うため、各種補助金の変更・廃止や買取価格の減額など、再生可能エネルギー利用促進についての各種制度による補助が減少する状況が生じた場合、顧客の購入インセンティブの低下や売電収入の減額などにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 電力業界の動向変化

当社グループは、低圧電力契約における負荷設備契約から主開閉器契約への変更により顧客の電力基本料金の引き下げを行う電力基本料金削減コンサルティングを行うため、電力供給事業者が電力契約の種類を変更し、顧客にとって契約内容を変更するメリットが低下した場合、また、燃料価格の下落や原子力発電所の稼働などの影響で電力単価が大幅に下落し、当社グループの提案による顧客の電力料金削減効果が希薄化した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2．信用リスクの変化

当社グループは、事業者向けの販売については、業務提携しているリース会社に対し商品を販売しリース会社より顧客へ商品をリース供与する販売方法や、クレジット会社による顧客への信用供与又は現金販売による顧客への商品提供を行っております。一般家庭向けの販売については、クレジット会社による顧客への信用供与又は現金販売による顧客への商品提供があります。従って、当社グループが顧客の信用リスクにより直接影響を受ける度合いは限定的ですが、当該顧客の信用状態が悪化しリース及びクレジット債務支払いの延滞事例が増加してきた場合やリース会社及びクレジット会社(以下リース会社等)に対する業法上の規制強化等がなされた場合には、リース会社等の顧客に対する与信承認率の低下を通じて、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3．仕入先のリスク

当社グループの事業は、メーカー及びその代理店から商品を仕入れています。当社グループは、商品の知的所有権及び仕入先との関係では独占販売権を有していません。

そのため、仕入先は当社グループ以外の事業者との間でも販売代理店契約や商品売買基本契約を締結する権利を有しており、また自ら顧客に対して販売もしています。

従って、何らかの事情で商品の供給が停止された場合や、仕入先及び仕入先が販売代理店契約や商品売買基本契約を締結した同業者との間で競合等が生じることで、当社グループの販売が困難となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4．新規事業等の展開と推進について

当社グループは、今後も継続的な成長を維持するため、新規事業等の展開と推進に取り組んでまいります。しかし、新規事業等を展開・推進する過程におきましては、急激な市場環境の変化や想定し得ないリスクが発生する可能性があり、これらにより当初計画を達成できない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5．法的規制

当社グループは、個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報取扱事業者」に該当し、そのため同法の適用があります。当社グループは、同法を遵守するために、社内規程として個人情報取扱規程を定め、厳格に運営し個人情報の保護体制には万全を期していますが、何らかの原因で当社グループが保有している個人情報が漏洩するなどした場合、当社グループの社会的信用の低下や当社グループに対する損害賠償請求等により適切な対応を行うためのコスト負担などにより、当社グループの業績に悪影響が生じる可能性があります。

また、当社グループは一般家庭を対象として住宅用太陽光発電システム等を販売していることから、特定商取引に関する法律、消費者契約法及び不当景品類及び不当表示防止法の適用を受けており、当該法令等に抵触した場合には、業務の改善指示、停止命令等の行政処分、優良誤認表示及び有利誤認表示に該当する可能性があります。

当社グループは、これらの法的規制に対しコンプライアンス研修を実施すると同時に営業活動の厳格な管理を行うなど、従業員が法令に違反する行為を行わないよう指導しており、これまで業務改善指示、停止命令等の行政処分を受けたことはありませんが、今後何らかの理由で当社グループが行政処分を受けた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

6．太陽光発電に対する天候の影響

当社グループは、スマートハウスプロジェクト事業にて太陽光発電設備による発電を行い、売電にて収益を計上します。天候不順などの影響により日射量や日照時間が少なくなった場合、発電量の低下により売電収入が計画を下回り、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 仕入・外注に関する契約

| 契約締結日 | 契約書名 | 契約相手先 | 契約内容 | 契約期間 |
|-------------|-----------|-----------------|------------------|----------------|
| 平成19年11月30日 | 商品売買基本契約書 | 株式会社ネオ・コーポレーション | 電子ブレーカーの継続的売上の契約 | 1年間(自動更新の条項有り) |

(2) リースに関する契約

| 契約締結日 | 契約書名 | 契約相手先 | 契約内容 | 契約期間 |
|-----------|---------------------------|---------------------------------------|--------------------|----------------|
| 平成17年9月8日 | リース契約・割賦販売契約の取扱いに関する基本契約書 | エヌ・ティ・ティ・リース株式会社 (現：NTTファイナンス株式会社) | 電子ブレーカーのリース契約等の取扱い | 1年間(自動更新の条項有り) |

| 契約締結日 | 契約書名 | 契約相手先 | 契約内容 | 契約期間 |
|------------|------------|-------------|--------------------|----------------|
| 平成17年9月13日 | リース業務提携申込書 | 株式会社クレディセゾン | 電子ブレーカーのリース契約等の取扱い | 1年間(自動更新の条項有り) |

(3) 包括的な協業に関する契約

| 契約締結日 | 契約書名 | 契約相手先 | 契約内容 | 契約期間 |
|-------------|---------------|----------|-------------------|----------------|
| 平成25年12月26日 | 包括的な協業に関する契約書 | 株式会社エナリス | 電力分野における様々な分野での協業 | 1年間(自動更新の条項有り) |

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本文における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成されております。その作成は、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、給与賃金及び諸手当の計上、繰延税金資産の回収可能性の判断、訴訟等につきまして、過去の実績等を勘案して合理的に見積りを行っておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積もりと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末の流動資産は3,624百万円となり、前連結会計年度末に比べ610百万円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が849百万円、商品が99百万円増加する一方、売掛金が378百万円減少したことによるものです。

(固定資産)

当連結会計年度末の固定資産は1,208百万円となり、前連結会計年度末に比べ180百万円増加いたしました。これは主に、機械及び装置が476百万円、土地が119百万円増加する一方、建設仮勘定が341百万円、投資有価証券が65百万円減少したことによるものです。

(流動負債)

当連結会計年度末の流動負債は1,332百万円となり、前連結会計年度末に比べ239百万円増加いたしました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が125百万円、未払法人税等が107百万円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末の固定負債は1,043百万円となり、前連結会計年度末に比べ197百万円増加いたしました。これは主に、長期借入金が198百万円増加したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は2,458百万円となり、前連結会計年度末に比べ352百万円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益により399百万円増加する一方で、剰余金の配当で57百万円減少したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

(売上高及び売上総利益)

当連結会計年度における売上高は、各事業がそれぞれ収益を伸ばしたことにより、前連結会計年度に比べて567百万円増加し6,739百万円となり、会社設立以来の毎期増収を更新しております。また、売上総利益率につきましては、前連結会計年度に比べて2.7ポイント減少の48.0%となりましたが、売上総利益は前連結会計年度に比べ103百万円増加し3,233百万円となりました。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べて115百万円減少し2,657百万円となりました。販売費及び一般管理費の減少の主な原因は、販売業務費が減少したことによるものであります。

(営業外収益及び営業外費用)

当連結会計年度における営業外収益は40百万円、営業外費用は9百万円となりました。なお、前連結会計年度に比べて、営業外収益は18百万円、営業外費用は0百万円増加しております。

営業外収益の増加の主な原因は、受取手数料が増加したことによるものであります。営業外費用の増加の主な原因は、支払利息によるものであります。

(特別利益及び特別損失)

当連結会計年度における特別利益は82百万円、特別損失は56百万円となりました。なお、前連結会計年度に比べて、特別利益は82百万円、特別損失は27百万円増加しております。

特別利益の増加の主な原因は、投資有価証券の売却によりのものであります。特別損失の増加は、主に投資有価証券評価損及び減損損失によるものであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況につきましては、1[業績等の概要]に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は364百万円であり、その主なものは、メガソーラー282百万円、事務所設備等27百万円、車両15百万円等の固定資産の取得であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

平成28年3月31日現在

| 事業所名 (所在地) | セグメントの 名称 | 設備の内容 | 帳簿価額 | | | | 従業員数 (名) |
|-----------------|--------------|-------|------------|--------------------|-----------------------|------------|-------------|
| | | | 建物 (千円) | 車 両 運搬具 (千円) | 工具、器具 及び備品 (千円) | 合計 (千円) | |
| 本 社 (東京都品川区) | 全社共通 | 本社事務所 | 52,445 | 1,093 | 29,401 | 82,940 | 20 |

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数は就業人員数を表示しております。
3. 主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

<賃借設備>

| 事業所名 (所在地) | セグメントの名称 | 科目 | 面積(m ²) | 賃借料 (千円/年) |
|-----------------|----------|----|---------------------|---------------|
| 本 社 (東京都品川区) | 全社共通 | 建物 | 1,507.03 | 60,176 |

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

平成28年3月31日現在

| 会社名 | 事業所名 (所在地) | セグメントの 名称 | 設備の内容 | 帳簿価額 | | | | | | 従業員数 (名) |
|----------------------------|--|---------------------------------------|--------------------|------------|--------------------|-------------------|---------------------------|-----------------------------------|------------|-------------|
| | | | | 建物 (千円) | 機械及び 装置 (千円) | 車両 運搬具 (千円) | 工具、器 具及び 備品 (千円) | 土地 (千円) (面積m ²) | 合計 (千円) | |
| 株式会社 GRコン サルティ ング | 東京営業部 (東京都品川区) 等4拠点 | エネル ギーコ ストソ リュー ション 事業 | 事務所設備 | 19,910 | - | 10,750 | 22,634 | - | 53,296 | 159 |
| 株式会社 グリムス ソーラー | グリムス ソーラーちはら 台店(千葉県市 原市)等7店舗等 | スマー トハウ スプロ ジェク ト事業 | 店舗設備 太陽光発電 所 | 20,258 | 545,048 | 8,138 | 2,307 | 119,149 (38,965.43) | 694,903 | 75 |

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数は就業人員数を表示しております。

3. 上記の他、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

< 賃借設備 >

| 会社名 | 事業所名 (所在地) | セグメントの名称 | 科目 | 面積(m ²) | 賃借料 (千円/年) |
|------------------------|------------------------------------|-----------------------|----|---------------------|---------------|
| 株式会社 GRコンサル ティング | 東京営業部(東京都 品川区)等4拠点 | エネルギーコスト ソリューション事業 | 建物 | 638.29 | 32,851 |
| 株式会社グリム ソーラー | グリムソーラーち はら台店(千葉県市 原市)等11店舗等 | スマートハウス プロジェクト事業 | 建物 | 899.26 | 46,113 |

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、今後の事業展開・景気予測・投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、重要な設備の新設、改修計画は以下のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

| 会社名 | 事業所名 (所在地) | セグメントの 名称 | 設備の内容 | 投資予定金額 | | 資金調達 方法 | 着手及び完了予定年月 | | 完成後の 増加能力 |
|---------------------|-------------------------------------|---------------------------------|------------|------------|--------------|---------------|--------------|-------------|--------------|
| | | | | 総額 (千円) | 既支払額 (千円) | | 着手 | 完了 | |
| 株式会社 グリムソ ーラー | グリムソー ラー懐山太陽光 発電所(静岡県 浜松市) | スマー トハウ スプロ ジェク ト事業 | 太陽光 発電所 | 397,600 | 2,600 | 借入金及び 自己資金 | 平成27年 12月 | 平成28年 5月 | - |

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 8,000,000 |
| 計 | 8,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数(株) (平成28年3月31日) | 提出日現在発行数(株) (平成28年6月29日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|-------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|---|
| 普通株式 | 3,881,800 | 3,881,800 | 東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) | 単元株式数 100株 権利内容に何ら限定 のない当社における 標準の株式 |
| 計 | 3,881,800 | 3,881,800 | - | - |

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

平成18年6月26日定時株主総会(平成18年6月26日取締役会決議、従業員向け発行分)

| 区分 | 事業年度末現在 (平成28年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年5月31日) |
|--|-----------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 3 | 2 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式(注)1 単元株式数 100株 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 2,400 (注)2、4、5、6 | 1,600 (注)2、4、5、6 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 75 (注)2、4、5、6 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年7月26日から 平成28年6月26日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 75 資本組入額 75 (注)2、4、5、6 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | | |

(注)1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 新株予約権1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金60,000円(提出日の前月末現在は75円)とする。また、行使価額は、金60,000円(提出日の前月末現在は75円)とする。

また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
 - (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
 - (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
 - (4) その他の条件については、平成18年6月26日開催の定時株主総会及び平成18年6月26日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
4. 平成18年10月20日開催の取締役会決議により、平成18年11月7日付で1株を4株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」が調整されております。
 5. 平成20年6月10日開催の取締役会決議により、平成20年7月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」が調整されております。
 6. 平成25年11月11日開催の取締役会決議により、平成26年1月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」が調整されております。

平成19年 1月 5日臨時株主総会(平成19年 1月23日取締役会決議、従業員向け発行分)

| 区分 | 事業年度末現在 (平成28年 3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年 5月31日) |
|--|----------------------------------|----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 17 | 17 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 (注) 1 単元株式数 100株 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 3,400 (注) 2、4、5 | 3,400 (注) 2、4、5 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 75 (注) 2、4、5 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年 3月 3日から 平成29年 1月 5日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 75 資本組入額 75 (注) 2、4、5 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | | |

(注) 1 . 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

- 2 . 新株予約権 1 個当たりの払込をすべき金額は、1 株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権 1 個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金15,000円(提出日の前月末現在は75円)とする。また、行使価額は、金15,000円(提出日の前月末現在は75円)とする。
また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 . 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
 - (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
 - (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
 - (4) その他の条件については、平成19年 1月 5日開催の臨時株主総会及び平成19年 1月23日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
- 4 . 平成20年 6月10日開催の取締役会決議により、平成20年 7月 1日付で 1 株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」が調整されております。
- 5 . 平成25年11月11日開催の取締役会決議により、平成26年 1月 1日付で 1 株を 2 株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」が調整されております。

平成19年7月24日臨時株主総会(平成19年7月26日取締役会決議、従業員向け発行分)

| 区分 | 事業年度末現在 (平成28年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年5月31日) |
|--|-----------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 21 | 21 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式(注)1 単元株式数 100株 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 4,200 (注)2、4、5 | 4,200 (注)2、4、5 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 400 (注)2、4、5 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年8月10日から 平成29年7月24日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 400 資本組入額 400 (注)2、4、5 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | | |

(注)1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 新株予約権1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金80,000円(提出日の前月末現在は400円)とする。また、行使価額は、金80,000円(提出日の前月末現在は400円)とする。
また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
 - (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
 - (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
 - (4) その他の条件については、平成19年7月24日開催の臨時株主総会及び平成19年7月26日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
4. 平成20年6月10日開催の取締役会決議により、平成20年7月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」が調整されております。
5. 平成25年11月11日開催の取締役会決議により、平成26年1月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」が調整されております。

平成19年7月24日臨時株主総会(平成19年7月26日取締役会決議、取締役向け発行分)

| 区分 | 事業年度末現在 (平成28年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年5月31日) |
|--|-----------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 110 | 110 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式(注)1 単元株式数 100株 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 22,000 (注)2、4、5 | 22,000 (注)2、4、5 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 400 (注)2、4、5 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年8月10日から 平成29年7月24日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 400 資本組入額 400 (注)2、4、5 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | | |

(注)1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 新株予約権1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金80,000円(提出日の前月末現在は400円)とする。また、行使価額は、金80,000円(提出日の前月末現在は400円)とする。
また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
 - (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
 - (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
 - (4) その他の条件については、平成19年7月24日開催の臨時株主総会及び平成19年7月26日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
4. 平成20年6月10日開催の取締役会決議により、平成20年7月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」が調整されております。
5. 平成25年11月11日開催の取締役会決議により、平成26年1月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総 数増減数(株) | 発行済株式総 数残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|-----------------------------------|-------------------|------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 (注)1 | 8,200 | 1,742,700 | 1,620 | 387,065 | | 126,293 |
| 平成24年4月1日～ 平成25年3月31日 (注)2 | 1,600 | 1,744,300 | 240 | 387,305 | | 126,293 |
| 平成25年4月1日～ 平成25年12月31日 (注)3 | 2,500 | 1,746,800 | 375 | 387,680 | | 126,293 |
| 平成26年1月1日 (注)4 | 1,746,800 | 3,493,600 | | 387,680 | | 126,293 |
| 平成26年9月3日 (注)5 | 388,200 | 3,881,800 | 211,569 | 599,249 | 211,569 | 337,862 |

- (注) 1 . 新株予約権の行使により発行済株式総数が8,200株、資本金が1,620千円増加しております。
 2 . 新株予約権の行使により発行済株式総数が1,600株、資本金が240千円増加しております。
 3 . 新株予約権の行使により発行済株式総数が2,500株、資本金が375千円増加しております。
 4 . 平成25年11月11日開催の取締役会決議により、平成26年1月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。
 5 . 有償第三者割当
 発行価格1,090円 資本組入額545円
 割当先 ㈱エナリス

(6) 【所有者別状況】

平成28年 3月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数 100株) | | | | | | | 単元未 満株式 の状況 (株) | |
|-----------------|-----------------------|------|--------------|------------|-------|------|--------|--------------------------|-----|
| | 政府及び地 方公共団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | | 計 |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | | 1 | 23 | 11 | 14 | 5 | 1,380 | 1,434 | |
| 所有株式数 (単元) | | 231 | 1,189 | 4,177 | 494 | 33 | 32,688 | 38,812 | 600 |
| 所有株式数の 割合(%) | | 0.60 | 3.06 | 10.76 | 1.27 | 0.09 | 84.22 | 100.00 | |

(注) 「個人その他」の中には、自己株式404単元、「単元未満株式の状況」の中には自己株式22株が含まれており
ます。

(7) 【大株主の状況】

平成28年 3月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%) |
|------------|---|--------------|--------------------------------|
| 田中 政臣 | 東京都港区 | 2,002,000 | 51.57 |
| 株式会社エナリス | 東京都千代田区神田駿河台二丁目5番1 御茶ノ水ファーストビル | 388,200 | 10.00 |
| 那須 慎一 | 東京都大田区 | 169,000 | 4.35 |
| 石垣 康治 | 宮城県仙台市若林区 | 149,000 | 3.84 |
| 三浦 幹之 | 東京都目黒区 | 36,800 | 0.95 |
| グリムス従業員持株会 | 東京都品川区東品川二丁目2番4号天王洲 ファーストタワー19階株式会社グリムス内 | 36,000 | 0.93 |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 32,200 | 0.83 |
| 尾崎 成彦 | 東京都品川区 | 29,600 | 0.76 |
| 古園 敦 | 東京都多摩市 | 26,000 | 0.67 |
| 日本証券金融株式会社 | 東京都中央日本橋茅場町一丁目2番10号 | 23,100 | 0.60 |
| 計 | - | 2,891,900 | 74.50 |

(注) 上記のほか、自己株式が40,422株あります。

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成28年3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------|----------|---|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 40,400 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 3,840,800 | 38,408 | 単元株式数 100株 権利内容に何ら限定 のない当社における 標準の株式 |
| 単元未満株式 | 普通株式 600 | | |
| 発行済株式総数 | 3,881,800 | | |
| 総株主の議決権 | | 38,408 | |

(注) 上記の「単元未満株式」には、当社所有の自己株式が22株含まれております。

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有 株式数(株) | 他人名義所有 株式数(株) | 所有株式数の 合計(株) | 発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%) |
|------------|--|------------------|------------------|-----------------|------------------------------------|
| 株式会社グリムス | 東京都品川区東品川 二丁目2番4号 天王洲ファースト タワー19階 | 40,400 | | 40,400 | 1.04 |
| 計 | | 40,400 | | 40,400 | 1.04 |

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、当社役職員の業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値の向上を図ることを目的としております。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

平成18年6月26日定時株主総会(平成18年6月26日取締役会決議、従業員向け発行分)

| | |
|--------------------------|---------------------------|
| 決議年月日 | 平成18年6月26日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 従業員38名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

平成19年1月5日臨時株主総会(平成19年1月23日取締役会決議、従業員向け発行分)

| | |
|--------------------------|---------------------------|
| 決議年月日 | 平成19年1月23日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 従業員59名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

平成19年7月24日臨時株主総会(平成19年7月26日取締役会決議、従業員向け発行分)

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成19年7月26日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 従業員69名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

平成19年7月24日臨時株主総会(平成19年7月26日取締役会決議、取締役向け発行分)

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成19年7月26日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 取締役3名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

平成28年6月28日定時株主総会決議分

| | |
|--------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成28年6月28日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く) |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数(株) | 100株を1年間の上限とする。(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。 ただし、当該金額が割当日(取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値とする。(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成30年6月29日から平成38年6月28日までの範囲で、取締役会にて決定する。 ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、従業員であることを要する。但し、取締役会が特に認めた場合にはその権利を行使することができる。 その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)3 |

(注)1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が合併又は会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

2. 割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合は、当社は当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。その他取締役会が特定の新株予約権について、取得の必要があると認めたときには、当社取締役会が別途決定する日において、その新株予約権を無償で取得することができる。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|--------------------------------------|--------|----------------|--------|----------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額 (円) | 株式数(株) | 処分価額の総額 (円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | | | | |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | | | | |
| 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | | | | |
| その他 (ストックオプションの権利行使に基づく取得自己株式の処分) | 30,200 | 12,140,400 | 800 | 321,600 |
| 保有自己株式数 | 40,422 | | 39,622 | |

3【配当政策】

当社は、事業基盤を強化し企業価値を高めるため内部留保を充実させること、会社業績の動向に応じて株主へ成果を配分していくこと、これらを総合的に勘案したうえで安定的に株主に利益還元することを利益配分に関する基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としており、決定機関は株主総会であります。

当事業年度における配当につきましては、上記の基本方針のもと、1株当たり15円の期末配当を実施することを決定いたしました。この結果、当事業年度の配当性向は49.4%となりました。

内部留保金につきましては、主として今後一層の事業の発展及び事業基盤の強化のために投資してまいりたいと考えております。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配当額 (円) |
|------------------------|----------------|-----------------|
| 平成28年6月28日 定時株主総会決議 | 57,620 | 15 |

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 | 第7期 | 第8期 | 第9期 | 第10期 | 第11期 |
|-------|---------|---------|---------------------|---------|---------|
| 決算年月 | 平成24年3月 | 平成25年3月 | 平成26年3月 | 平成27年3月 | 平成28年3月 |
| 最高(円) | 2,834 | 1,370 | 3,100 (注)2 2,100 | 1,655 | 1,325 |
| 最低(円) | 840 | 621 | 636 (注)2 786 | 704 | 562 |

(注) 1. 最高・最低株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

2. 平成26年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、株式分割による権利落後の最高・最低株価であります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成27年10月 | 平成27年11月 | 平成27年12月 | 平成28年1月 | 平成28年2月 | 平成28年3月 |
|-------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|
| 最高(円) | 744 | 953 | 1,325 | 1,280 | 1,064 | 1,019 |
| 最低(円) | 624 | 660 | 892 | 840 | 780 | 825 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5【役員の状況】

男性 9名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

| 役名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|--------------|-------|--------------|--|------|--------------|
| 代表取締役 社長 | 田中 政臣 | 昭和53年10月21日生 | 平成11年10月 株式会社テレウェイヴ (現：株式会社アイフラッグ)入社 平成15年4月 株式会社テレウェイヴリンクス(現： 株式会社アイフラッグ)取締役就任 平成16年6月 株式会社テレウェイヴ(現：株式会社 アイフラッグ)取締役就任 平成17年7月 当社代表取締役社長就任(現任) 平成25年11月 株式会社グリムスペンチャーズ 代表取締役社長就任(現任) | (注)4 | 2,002,000 |
| 代表取締役 副社長 | 那須 慎一 | 昭和50年11月23日生 | 平成11年10月 株式会社テレウェイヴ (現：株式会社アイフラッグ)入社 平成15年10月 株式会社アントレプレナー入社 平成16年11月 同社取締役就任 平成18年7月 当社取締役就任 平成19年4月 当社常務取締役就任 営業本部長 平成23年4月 当社常務取締役 株式会社グリムスソーラー 代表取締役社長就任 株式会社GRコンサルティング 代表取締役社長就任 平成24年12月 株式会社GFライテック (現：株式会社グリムスパワー) 代表取締役社長就任 平成25年6月 当社代表取締役副社長就任(現任) 平成25年11月 株式会社グリムスペンチャーズ 取締役就任(現任) 平成27年10月 株式会社グリムスソーラー 取締役就任(現任) | (注)4 | 169,000 |
| 取締役 | 三浦 幹之 | 昭和49年4月19日生 | 平成7年4月 キャンシステム株式会社入社 平成9年9月 株式会社テレウェイヴ (現：株式会社アイフラッグ)入社 平成15年1月 工事ドットネット株式会社(現：株式 会社アントレプレナー)入社 平成17年7月 当社監査役就任 平成17年8月 当社業務部長 平成19年4月 当社営業本部副本部長 平成21年6月 当社取締役就任(現任) 平成24年4月 株式会社グリムスソーラー取締役就任 株式会社GRコンサルティング 取締役就任 平成24年12月 株式会社GFライテック(現：株式 会社グリムスパワー)取締役就任 平成25年4月 株式会社GRコンサルティング 代表取締役社長就任(現任) 平成25年11月 株式会社グリムスペンチャーズ 取締役就任(現任) 平成28年2月 株式会社グリムスパワー 代表取締役社長就任(現任) | (注)4 | 36,800 |

| 役名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----|-------|-------------|---|------|--------------|
| 取締役 | 善村 賢治 | 昭和34年2月24日生 | 昭和57年3月 アコム株式会社入社 平成10年2月 株式会社キッド入社 平成11年4月 同社取締役就任 平成12年11月 株式会社サクセス取締役就任 平成16年8月 同社常務取締役就任 平成17年11月 株式会社ジー・モード入社 管理本部長 平成18年6月 同社取締役就任 平成19年1月 同社取締役経営企画室長 平成20年4月 同社取締役管理本部長 平成22年3月 株式会社アプリックス(現: アプリックスIPホールディングス株式会社) 取締役就任 平成24年10月 当社入社 管理統括部長 平成25年6月 当社取締役就任(現任) 平成25年11月 株式会社グリムスペンチャーズ 取締役就任(現任) 平成27年6月 株式会社GFライテック(現: 株式会社グリムスパワー)取締役就任 | (注)4 | - |
| 取締役 | 加藤 孝介 | 昭和54年7月23日生 | 平成15年4月 株式会社テレウェイヴ (現: 株式会社アイフラッグ)入社 平成17年9月 当社入社 平成23年4月 株式会社グリムスソーラー取締役就任 平成25年4月 同社代表取締役社長就任(現任) 平成28年6月 当社取締役就任(現任) | (注)4 | 15,000 |
| 取締役 | 石垣 康治 | 昭和47年10月1日生 | 平成7年4月 株式会社伊藤園入社 平成12年5月 株式会社テレウェイヴ (現: 株式会社アイフラッグ)入社 平成15年4月 工事ドットネット株式会社 (現: 株式会社アントレプレナー)入社 平成17年7月 当社取締役就任 平成19年4月 当社管理本部副本部長 平成25年6月 当社監査役就任 平成28年6月 当社取締役就任(現任) | (注)4 | 149,000 |

| 役名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|----------------|-------|--------------|--|-------|--------------|
| 取締役 (監査等委員) | 手塚 博水 | 昭和31年11月25日生 | 昭和56年4月 株式会社住友銀行 (現：株式会社三井住友銀行)入行 昭和60年10月 通商産業省(現：経済産業省)出向 平成元年10月 株式会社日本総合研究所出向 平成15年7月 朝日監査法人(現：有限責任 あずさ監 査法人)企業公開部出向 平成16年4月 S M B C フレンド証券株式会社出向 平成18年6月 当社顧問就任 平成18年6月 当社常勤監査役就任 平成23年4月 株式会社グリムスソーラー 監査役就任(現任) 株式会社G R コンサルティング 監査役就任(現任) 平成24年12月 株式会社G F ライテック(現：株式会 社グリムスパワー)監査役就任 平成25年11月 株式会社グリムスペンチャーズ 監査役就任(現任) 平成28年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) | (注) 5 | 13,000 |
| 取締役 (監査等委員) | 西本 昌道 | 昭和14年3月29日生 | 昭和39年4月 鐘淵紡績株式会社(現：クラシエホー ルディングス株式会社)入社 昭和39年10月 日本専売公社 (現：日本たばこ産業株式会社)入社 平成3年6月 同社取締役就任 医薬事業部長 平成5年6月 同社常務取締役就任 医薬事業担当兼医薬研究所長 平成8年6月 同社専務取締役就任 医薬事業担当 平成9年6月 有機合成薬品工業株式会社 専務取締役就任 平成11年6月 同社代表取締役社長就任 平成19年6月 同社取締役会長就任 平成20年6月 同社相談役就任 平成21年6月 当社監査役就任 平成28年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) | (注) 5 | - |
| 取締役 (監査等委員) | 福島 泰三 | 昭和45年6月3日生 | 平成8年10月 太田昭和監査法人(現：新日本有限責 任監査法人)入所 平成15年1月 監査法人トーマツ(現：有限責任監査 法人トーマツ)入所 平成27年11月 阿久津・福島会計事務所設立 平成28年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) | (注) 5 | - |
| 計 | | | | | 2,384,800 |

- (注) 1. 平成28年6月28日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役 手塚博水、西本昌道及び福島泰三は、社外取締役であります。
3. 当社の監査等委員会の体制は以下のとおりであります。
委員長 手塚博水、委員 西本昌道、委員 福島泰三
4. 平成28年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から平成29年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 平成28年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性、効率性、迅速性を常に意識し、継続的な企業価値の向上及び株主をはじめとした全てのステークホルダーとの円滑な関係構築を実現するために、取締役会及び監査役会を軸としてコーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要

当社は、取締役会及び監査役会設置会社から、平成28年6月28日開催の株主総会決議により監査等委員会設置会社へ移行しました。本書提出日現在、取締役9名、うち監査等委員3名、社外取締役3名という経営体制となっており、取締役会は定例として毎月1回、また、必要に応じて臨時で開催し、会社法規定事項及び経営の重要事項について審議及び決定を行っております。

監査等委員は3名全員が社外取締役であり、独立した立場で取締役の業務執行を監督しております。

また、迅速で的確な経営及び執行判断を実現するため、業務を執行する担当取締役で構成する執行会議を毎週開催し、営業や財務を含めた所管業務の現況を共有し、業務執行における重要課題を審議しております。

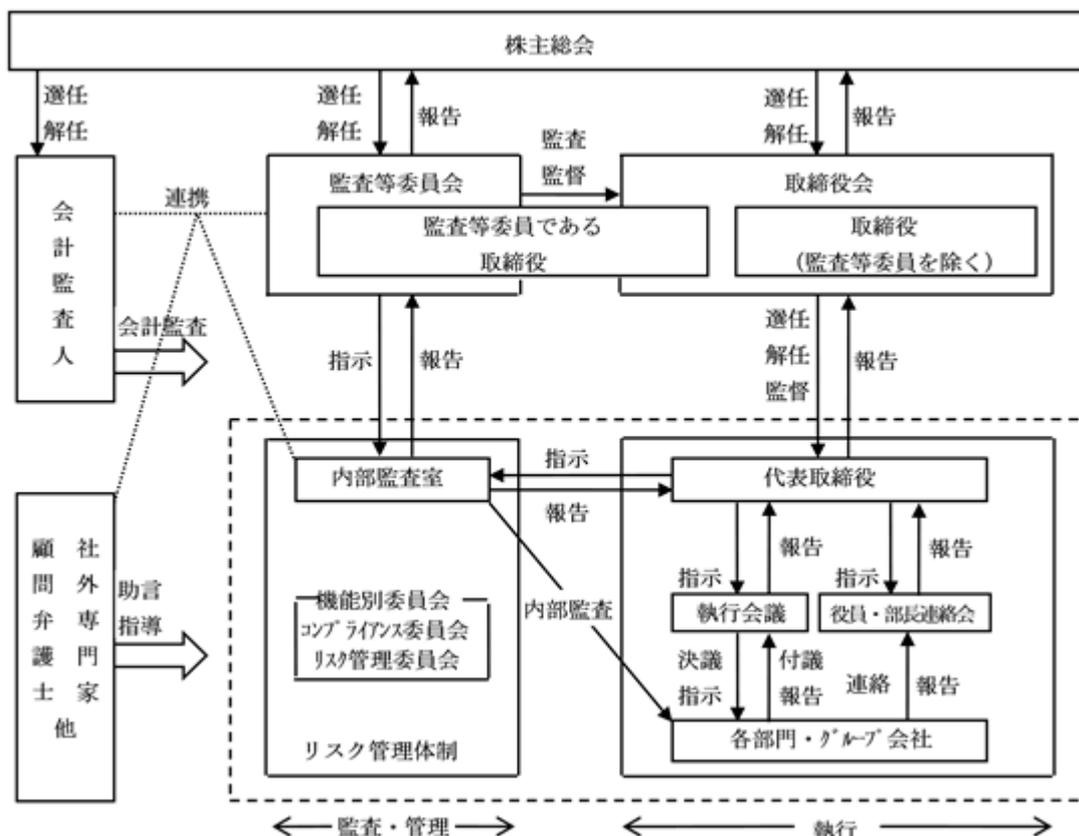
取締役会及び執行会議において、経営上の意思決定が行われると、各部門に対し業務執行の指示が出され、各部門では必要に応じ、他の部門と連携を図りながら業務を執行する体制となっております。

また、経営方針に則った業務報告とこれらに関する重要な情報の収集、部門間の情報共有、さらには事業計画・事業全体に関わる方針や各部門において抱える課題で組織を横断的に協議すべき事項については、代表取締役及び決裁権限に基づく決裁者の意思決定に資するため、当社グループ各社の取締役、各部門長、代表取締役の指名する社員及びオブザーバーとして出席する監査等委員である取締役及び内部監査室長で構成する役員部長連絡会を設置し、毎週1回開催しております。

子会社については、子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、関係資料等の提出や報告を求めるとともに、担当取締役が必要に応じてアドバイス等を行っております。また、当社から担当者を派遣し、内部監査等を実施し、法令の遵守状況の確認を行っております。

・会社の機関・内部統制に関する概要図

当社の業務執行・監査・内部統制の概要は以下のとおりであります。



ロ．企業統治の体制を採用する理由

当社が監査等委員会設置会社へ移行した理由は、取締役会における議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に加わることにより、取締役会の監督機能の強化を図るためであります。また、定款の定めにより、取締役会の決議において重要な業務執行（会社法第399条の13第5項に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を業務を執行する取締役委任することが可能となったことから、迅速で的確な経営及び執行判断が出来るようになりました。さらに、平成27年5月1日施行の改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更となり、社内社外を問わず、業務を執行しない取締役との間で責任限定契約を締結することが可能となったことから、取締役が期待される役割を十分に発揮できると考え、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

ハ．内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムの整備に関する基本方針につきましては、以下の内容にて、取締役会にて承認を得ております。

<内部統制システムの整備に関する基本方針>

A．当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス規程に基づき、当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、企業行動指針・規範や各種の規程・マニュアル及び業務分掌等を整備し、適宜見直しを行なう。
- (2) 当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、当社の人事総務部と共同して、当社及び子会社に対するコンプライアンス監査を行ない、法令等の遵守状況を確認し、当社の社長及び監査等委員会に報告する。
当社の人事総務部は、法令上疑義のある行為等について、当社及び子会社の使用人が内部通報を行なう場合の窓口となる。

B．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の人事総務部は、稟議規程や文書管理規程に基づき、取締役の決裁等の職務執行に関する情報を、適切に記録・保存し、当社の取締役及び監査等委員である取締役が必要に応じてこれを閲覧できるようにする。

C．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会の下、当社の人事総務部、経営企画部及び業務管理部の各部門が、コンプライアンス、財務や情報セキュリティ、品質、環境及び自然災害等の、当社グループの各種リスクについて識別・評価し、リスクの回避・低減等の必要な対策を実施するとともに、リスクの発生状況に応じて組織や規程・マニュアル等の見直しを適宜行う。

D．当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役会は稟議規程や組織規程及び業務分掌規程等の整備・見直しを進め、各取締役の職務分掌や権限を明確化するとともに、日常的な取締役相互の報告・連絡・相談の円滑化を推進する。

E．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グリムスグループとしての経営理念や行動基準を制定し、グループ各社の規程・マニュアル等の整合性を図り、また各種の会議を通して、グループ全体の業務が適正かつ統一的に執行される体制を構築する。

また、グループ会社の横断的な業務を担当する取締役は、各社の業務について充分にその実態を把握し適切な指示を与えるとともに、適宜社長や取締役会への報告を行ない、決裁等の必要な手続きを行なう。

内部監査規程に基づき、内部監査室は関連会社監査や会議・委員会等を通じて関連会社の業務が法令及び定款に適合し適正に執行されるよう指導するとともに、経営企画部と連携して連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保する体制を構築する。

F．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を指名することができる。

G．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助する使用人の任命・異動・人事考課については、監査等委員会の同意を要する。
- (2) 監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けけないものとする。

H. 監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行なう。
- (2) 監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が定時もしくは臨時に監査等委員会へ報告すべき事項を定める。
- (3) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会へ報告する。

I. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

J. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員会からその職務の執行について必要な費用の前払等の請求があった場合、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2) 監査等委員会からの求めがある場合、監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年一定額の予算を設ける。

K. その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会のほか、執行会議その他監査等委員会が重要と認める会議に出席する。
- (2) 監査等委員会が選定する監査等委員は、決裁書、社内情報システムその他監査等委員会が重要と認める報告書等の文書を随時閲覧する。
- (3) 監査等委員会は、毎月1回定時に監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時に監査等委員会を開催し、監査実施状況等について情報交換並びに協議を行なうとともに、会計監査人から定期的並びに必要に応じて臨時に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行なう。

L. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従った財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を評価し、必要な是正を行い、適切な報告を行う体制を整備運用する。

二. リスク管理体制の整備の状況

当社では、総合的なリスク管理について、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会で討議しており、必要に応じて取締役会でも検討しております。法令の遵守状況に関しては、コンプライアンス委員会において動向を把握し、また社外の法律事務所、税理士事務所と顧問契約を締結し、適切なコミュニケーションを通じて、法令遵守体制の確保に努めております。

内部監査及び監査等委員会監査の状況

イ．内部監査

経営の効率性、適法性及び健全性の確保を目的として、社内に代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、内部監査については内部監査室長が監査等委員や会計監査人と連携を図りながら、内部監査計画書に基づき、各部門へのヒアリング、実地調査を行い、内部統制・コンプライアンス等の実効性と効率性の向上に努めております。

ロ．監査等委員監査

当社は、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、本書提出日現在、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で監査等委員会が構成されております。当社の監査等委員である取締役は、監査等委員会規程及び監査等委員会監査規程に基づき、取締役会及び執行会議をはじめとした重要な会議に出席し、業務執行を担当する取締役からの事業報告を聴取し、重要な文書や帳票の閲覧、当社及び子会社に対する会計監査結果のヒアリング、閲覧を実施するとともに、内部監査室長や会計監査人との情報交換を適宜行うなど、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

社外取締役

当社社外取締役は3名であります。

社外取締役手塚博水氏は、金融機関での与信判断業務、官庁や監査法人での業務経験など、経営や財務会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外取締役として監査機能及び役割を果たせるものと考えております。なお、同氏は平成28年3月末時点において、当社の株式の13,000株を保有しておりますが、重要性はないと判断しております。当社と同氏の間には、それ以外の人的関係・資本関係・重要な取引関係・その他利害関係はありません。

社外取締役西本昌道氏は、長年にわたる企業の役員の経験があり、経営者としての豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役として監査機能及び役割を果たせるものと考えております。当社と同氏の間には、人的関係・資本関係・重要な取引関係・その他利害関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として指定し、届け出ております。

社外取締役福島泰三氏は、公認会計士として会社財務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有していることから、社外取締役として監督機能及び役割を果たせるものと考えております。当社と同氏の間には、人的関係・資本関係・重要な取引関係・その他利害関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として指定し、届け出ております。

当社は、監査等委員会による監査の実施を行っており、また社外取締役による中立性の高い取締役会運営を行っております。これにより、経営監視機能の客観性・中立性は十分に確保されていると考えており、現在の体制が当社にとって最適であると判断しております。

また、各部門や子会社へのヒアリングを行うとともに、内部監査室長や会計監査人との情報交換を随時行うなど、連携を密にして監督機能の向上を目指しております。

会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査契約を締結し、同監査法人により会計監査を受けております。

同監査法人に所属し、業務を執行した公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。

指定有限責任社員・業務執行社員 若尾 慎一
指定有限責任社員・業務執行社員 木下 洋

継続監査年数については、2名とも7年以内であるため、記載を省略しております。また、上記以外に当該会計監査業務に従事した監査補助者は、公認会計士6名・その他3名であります。

同監査法人又は業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

役員報酬

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|--------------------|----------------|----------------|---------------|----|-------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | ストック オプション | 賞与 | 退職慰労金 | |
| 取締役 (社外取締役を除く。) | 74,670 | 74,670 | - | - | - | 5 |
| 監査役 (社外監査役を除く。) | 2,400 | 2,400 | - | - | - | 1 |
| 社外役員 | 13,560 | 13,560 | - | - | - | 3 |

(注) 上記のほか、金銭以外の報酬として、取締役1名に対して借上げ社宅を提供しており、当社が賃料の一部として負担した額は925千円であります。

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬限度額は、平成22年6月25日開催の第5回定時株主総会において年額150,000千円以内と決議しております。なお、取締役個々の報酬につきましては、取締役会において決議しております。

監査役の報酬限度額は、平成19年6月22日開催の第2回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。なお、監査役個々の報酬につきましては、監査役の協議によって定めております。

ニ. 監査等委員会設置会社移行後の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、平成28年6月28日開催の第11回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております。なお、取締役個々の報酬につきましては、取締役会において決議しております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年6月28日開催の第11回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。なお、監査等委員である取締役個々の報酬につきましては、監査等委員である取締役の協議によって定めております。

株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である株式会社グリムスの株式の保有状況については以下のとおりです。

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

1銘柄 10,289千円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的前事業年度

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

当事業年度

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

八．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

| 区分 | 前事業年度 (千円) | 当事業年度(千円) | | | |
|---------|------------------|------------------|---------------|--------------|--------------|
| | 貸借対照表 計上額の合計額 | 貸借対照表 計上額の合計額 | 受取配当金の 合計額 | 売却損益の 合計額 | 評価損益の 合計額 |
| 非上場株式 | 168,920 | 140,840 | 3,500 | - | (注) |
| 上記以外の株式 | - | - | - | - | - |

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は10名以内とする旨及び当社の監査等委員である取締役は3名以内とする旨、定款に定めております。

取締役の責任免除

当社は、取締役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

この定款に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）と責任限定契約を締結しております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

剰余金の配当

当社は、株主への利益還元を機動的に行うことを可能とするため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、機動的な利益還元を可能とすることを目的としております。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策遂行のため、市場取引等による自己株式の取得を可能とすることを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 区分 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|-------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) |
| 提出会社 | 23,000 | - | 25,000 | - |
| 連結子会社 | - | - | - | - |
| 計 | 23,000 | - | 25,000 | - |

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬について、監査日数・当社の規模・当社の業務の特性等の要素をを勘案して適切に決定することとしております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構が開催するセミナーへ参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 1,908,226 | 2,758,071 |
| 売掛金 | 763,005 | 384,437 |
| 商品 | 243,722 | 343,439 |
| 貯蔵品 | - | 137 |
| 前払費用 | 44,573 | 46,403 |
| 繰延税金資産 | 37,386 | 60,343 |
| その他 | 17,198 | 31,584 |
| 流動資産合計 | 3,014,112 | 3,624,416 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物(純額) | 98,608 | 92,614 |
| 機械及び装置(純額) | 68,224 | 2,545,048 |
| 車両運搬具(純額) | 15,888 | 19,983 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 64,909 | 66,979 |
| 土地 | - | 2,119,149 |
| 建設仮勘定 | 2,353,160 | 11,947 |
| 有形固定資産合計 | 1,600,791 | 1,855,724 |
| 無形固定資産 | | |
| 商標権 | 523 | 468 |
| ソフトウェア | 15,483 | 23,362 |
| ソフトウェア仮勘定 | 12,733 | - |
| 無形固定資産合計 | 28,740 | 23,830 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 216,905 | 151,129 |
| 敷金及び保証金 | 164,089 | 148,051 |
| 繰延税金資産 | 2,314 | 1,328 |
| その他 | 16,012 | 28,857 |
| 投資その他の資産合計 | 399,321 | 329,366 |
| 固定資産合計 | 1,028,852 | 1,208,921 |
| 繰延資産 | | |
| 株式交付費 | 1,566 | 885 |
| 繰延資産合計 | 1,566 | 885 |
| 資産合計 | 4,044,531 | 4,834,223 |

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 329,079 | 351,948 |
| 短期借入金 | 10,000 | - |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 2 348,922 | 2 474,096 |
| 未払金 | 219,390 | 209,738 |
| 未払法人税等 | 65,762 | 172,820 |
| 未払消費税等 | 83,952 | 38,744 |
| 預り金 | 17,874 | 57,278 |
| 賞与引当金 | 625 | - |
| 資産除去債務 | 1,792 | - |
| その他 | 15,568 | 28,041 |
| 流動負債合計 | 1,092,967 | 1,332,668 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 2 807,756 | 2 1,005,910 |
| 資産除去債務 | 26,379 | 32,696 |
| その他 | 11,305 | 4,765 |
| 固定負債合計 | 845,440 | 1,043,371 |
| 負債合計 | 1,938,407 | 2,376,040 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 599,249 | 599,249 |
| 資本剰余金 | 337,862 | 337,862 |
| 利益剰余金 | 1,197,395 | 1,537,313 |
| 自己株式 | 28,382 | 16,242 |
| 株主資本合計 | 2,106,123 | 2,458,182 |
| 純資産合計 | 2,106,123 | 2,458,182 |
| 負債純資産合計 | 4,044,531 | 4,834,223 |

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|--------------------|--|--|
| 売上高 | 6,171,982 | 6,739,006 |
| 売上原価 | 1 3,042,714 | 1 3,505,864 |
| 売上総利益 | 3,129,268 | 3,233,141 |
| 販売費及び一般管理費 | 2 2,773,029 | 2 2,657,807 |
| 営業利益 | 356,238 | 575,334 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 323 | 391 |
| 受取配当金 | - | 4,100 |
| 受取手数料 | 11,526 | 33,329 |
| 匿名組合投資利益 | 7,571 | - |
| その他 | 2,208 | 2,686 |
| 営業外収益合計 | 21,630 | 40,508 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 6,126 | 7,237 |
| 租税公課 | 1,975 | 852 |
| その他 | 783 | 1,296 |
| 営業外費用合計 | 8,885 | 9,386 |
| 経常利益 | 368,983 | 606,455 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | - | 3 0 |
| 投資有価証券売却益 | - | 82,304 |
| 特別利益合計 | - | 82,304 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 4 18,132 | 4 6,681 |
| 固定資産売却損 | 5 282 | 5 580 |
| 投資有価証券評価損 | - | 28,080 |
| 店舗閉鎖損失 | 8,671 | 3,853 |
| 減損損失 | - | 6 17,249 |
| その他 | 1,770 | - |
| 特別損失合計 | 28,856 | 56,445 |
| 税金等調整前当期純利益 | 340,127 | 632,315 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 122,473 | 253,216 |
| 法人税等調整額 | 24,957 | 20,518 |
| 法人税等合計 | 147,431 | 232,698 |
| 当期純利益 | 192,695 | 399,616 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失() | 1,244 | - |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 193,940 | 399,616 |

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 当期純利益 | 192,695 | 399,616 |
| 包括利益 | 192,695 | 399,616 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 193,940 | 399,616 |
| 非支配株主に係る包括利益 | 1,244 | - |

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|--------------------|---------|---------|-----------|--------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 387,680 | 126,293 | 1,054,799 | 28,382 | 1,540,389 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 211,569 | 211,569 | - | - | 423,138 |
| 剰余金の配当 | - | - | 51,344 | - | 51,344 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | - | - | 193,940 | - | 193,940 |
| 自己株式の処分 | - | - | - | - | - |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減 | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | 211,569 | 211,569 | 142,595 | - | 565,733 |
| 当期末残高 | 599,249 | 337,862 | 1,197,395 | 28,382 | 2,106,123 |

| | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|--------------------|---------|-----------|
| 当期首残高 | 13,530 | 1,553,919 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | - | 423,138 |
| 剰余金の配当 | - | 51,344 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | - | 193,940 |
| 自己株式の処分 | - | - |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減 | 13,530 | 13,530 |
| 当期変動額合計 | 13,530 | 552,203 |
| 当期末残高 | - | 2,106,123 |

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|--------------------|---------|---------|-----------|--------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 599,249 | 337,862 | 1,197,395 | 28,382 | 2,106,123 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | - | - | - | - | - |
| 剰余金の配当 | - | - | 57,167 | - | 57,167 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | - | - | 399,616 | - | 399,616 |
| 自己株式の処分 | - | - | 2,530 | 12,140 | 9,610 |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減 | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | 339,918 | 12,140 | 352,058 |
| 当期末残高 | 599,249 | 337,862 | 1,537,313 | 16,242 | 2,458,182 |

| | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|--------------------|---------|-----------|
| 当期首残高 | - | 2,106,123 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | - | - |
| 剰余金の配当 | - | 57,167 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | - | 399,616 |
| 自己株式の処分 | - | 9,610 |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減 | - | - |
| 当期変動額合計 | - | 352,058 |
| 当期末残高 | - | 2,458,182 |

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|-------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純利益 | 340,127 | 632,315 |
| 減価償却費 | 62,927 | 77,121 |
| 賞与引当金の増減額(は減少) | 726 | 625 |
| 訴訟損失引当金の増減額(は減少) | 3,000 | - |
| 受取利息及び受取配当金 | 323 | 4,492 |
| 支払利息 | 6,126 | 7,237 |
| 投資有価証券評価損益(は益) | - | 28,080 |
| 投資有価証券売却損益(は益) | - | 82,304 |
| 店舗閉鎖損失 | 8,671 | 3,853 |
| 減損損失 | - | 17,249 |
| 固定資産除売却損 | 18,651 | 7,262 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 244,068 | 378,567 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 50,838 | 99,853 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 1,249 | 22,869 |
| 未払金の増減額(は減少) | 15,411 | 6,370 |
| 未収消費税等の増減額(は増加) | - | 20,878 |
| 未払消費税等の増減額(は減少) | 65,303 | 45,207 |
| その他 | 14,685 | 54,397 |
| 小計 | 335,875 | 969,223 |
| 利息及び配当金の受取額 | 313 | 4,481 |
| 利息の支払額 | 5,935 | 7,948 |
| 法人税等の支払額 | 179,776 | 145,294 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 150,477 | 820,462 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 投資有価証券の取得による支出 | 347,620 | - |
| 投資有価証券の売却による収入 | 178,700 | 120,000 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 484,788 | 342,245 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 16,013 | 5,135 |
| 資産除去債務の履行による支出 | 13,155 | 16,329 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | 21,399 | 941 |
| 敷金及び保証金の回収による収入 | 15,882 | 16,979 |
| 保険積立金の積立による支出 | 2,107 | 2,107 |
| 子会社株式の取得による支出 | 14,055 | - |
| 会員権の取得による支出 | - | 6,600 |
| その他 | 10 | 7 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 704,548 | 236,387 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額(は減少) | 90,000 | 10,000 |
| 長期借入れによる収入 | 930,000 | 700,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | 424,502 | 376,672 |
| 株式の発行による収入 | 420,788 | - |
| ストックオプションの行使による収入 | - | 9,610 |
| 配当金の支払額 | 51,168 | 57,167 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 785,117 | 265,770 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 231,046 | 849,845 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 1,677,179 | 1,908,226 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 1,908,226 | 2,758,071 |

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

株式会社グリムスソーラー

株式会社GRコンサルティング

株式会社グリムスパワー

株式会社グリムスペンチャーズ

株式会社グリムスパワーは、当連結会計年度において、株式会社GFライテックより社名変更いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ たな卸資産

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定額法を採用しております。

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)の定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年で均等償却しております

(4) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

一部の子会社において従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生連結会計年度の期間費用としております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)
等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものであります。

(分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し)

- ・(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ・(分類2)に該当する企業におけるスケジュールリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成28年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の流動資産の増減額」、「営業保証金の増減額」及び「その他の流動負債の増減額」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「その他の流動資産の増減額」7,873千円、「営業保証金の増減額」1,690千円、「その他の流動負債の増減額」12,934千円及び「その他」11,315千円は、「その他」14,685千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 有形固定資産の減価償却累計額は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|----------------|-------------------------|-------------------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 103,053千円 | 150,268千円 |

- 2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|--------|-------------------------|-------------------------|
| 機械及び装置 | - 千円 | 481,077千円 |
| 土地 | - | 119,149 |
| 建設仮勘定 | 212,900 | - |

担保付債務は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 22,440千円 | 24,480千円 |
| 長期借入金 | 317,560 | 293,080 |

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、以下のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|--|--|--|
| | 9,999千円 | 60,892千円 |

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|----------|--|--|
| 販売業務費 | 262,473千円 | 87,349千円 |
| 給料賃金 | 1,003,572 | 1,058,511 |
| 賞与引当金繰入額 | 625 | - |

- 3 固定資産売却益の内容は以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|-------|--|--|
| 車両運搬具 | - 千円 | 0千円 |

- 4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|--------|--|--|
| 建物 | 9,258千円 | 3,686千円 |
| 車両運搬具 | 2,640 | 1,538 |
| 工具器具備品 | 6,232 | 1,456 |

5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|-------|--|--|
| 車両運搬具 | 282千円 | 580千円 |

6 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の営業店舗資産について減損損失を計上しました。

| 用途 | 場所 | 種類 |
|------|------|--------------|
| 営業店舗 | 茨城県他 | 建物、工具、器具及び備品 |

当社グループは、主として地域毎に資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において閉店の意思決定を行った上記店舗について、従前の資産グループから切り離した上で、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(17,249千円)として特別損失に計上しております。減損損失の内訳は次のとおりであります。

| | |
|-----------|----------|
| 建物 | 16,937千円 |
| 工具、器具及び備品 | 312 |
| 計 | 17,249 |

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため回収可能価額は零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度期首 株式数 (株) | 当連結会計年度 増加株式数 (株) | 当連結会計年度 減少株式数 (株) | 当連結会計年度末 株式数 (株) |
|----------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 (注) | 3,493,600 | 388,200 | - | 3,881,800 |
| 合計 | 3,493,600 | 388,200 | - | 3,881,800 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 70,622 | - | - | 70,622 |
| 合計 | 70,622 | - | - | 70,622 |

(注)発行済株式の総数の増加は、平成26年9月3日付で、株式会社エナリスから第三者割当増資の払込みを受けたことによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成26年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 51,344 | 15 | 平成26年3月31日 | 平成26年6月27日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-------|---------------------|------------|------------|
| 平成27年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 57,167 | 利益剰余金 | 15 | 平成27年3月31日 | 平成27年6月26日 |

当連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度期首 株式数 (株) | 当連結会計年度 増加株式数 (株) | 当連結会計年度 減少株式数 (株) | 当連結会計年度末 株式数 (株) |
|---------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 3,881,800 | - | - | 3,881,800 |
| 合計 | 3,881,800 | - | - | 3,881,800 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式(注) | 70,622 | - | 30,200 | 40,422 |
| 合計 | 70,622 | - | 30,200 | 40,422 |

(注)自己株式の減少は、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成27年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 57,167 | 15 | 平成27年3月31日 | 平成27年6月26日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-------|---------------------|------------|------------|
| 平成28年6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 57,620 | 利益剰余金 | 15 | 平成28年3月31日 | 平成28年6月29日 |

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) |
|-----------|--|--|
| 現金及び預金勘定 | 1,908,226千円 | 2,758,071千円 |
| 現金及び現金同等物 | 1,908,226千円 | 2,758,071千円 |

(リース取引関係)

内容の重要性が乏しく、また契約1件当たりの金額が少額のため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資について銀行預金等の安全性の高い短期的な金融資産により運用しており、必要に応じて主に銀行借入により資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社グループの販売業務規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行っており、当連結会計年度において貸倒は発生しておりません。

敷金及び保証金は営業保証金と事務所敷金であり、差入先である取引先企業等の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、信用状況を差入時に調査し、優良先のみと契約しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

未払法人税等及び未払消費税等は、その全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

また、営業債務・短期借入金などの流動負債及び長期借入金などの固定負債は、その決済時において流動性リスクにさらされますが、当社グループが適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2.参照)。

前連結会計年度(平成27年3月31日)

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-------------|--------------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 1,908,226 | 1,908,226 | - |
| (2) 売掛金 | 763,005 | 763,005 | - |
| (3) 敷金及び保証金 | 164,089 | 155,335 | 8,753 |
| 資産計 | 2,835,320 | 2,826,566 | 8,753 |
| (1) 買掛金 | 329,079 | 329,079 | - |
| (2) 短期借入金 | 10,000 | 10,000 | - |
| (3) 未払金 | 219,390 | 219,390 | - |
| (4) 未払法人税等 | 65,762 | 65,762 | - |
| (5) 未払消費税等 | 83,952 | 83,952 | - |
| (6) 長期借入金 | 1,156,678 | 1,155,285 | 1,392 |
| 負債計 | 1,864,862 | 1,863,469 | 1,392 |

当連結会計年度(平成28年3月31日)

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-----------------------|--------------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 2,758,071 | 2,758,071 | - |
| (2) 売掛金 | 384,437 | 384,437 | - |
| (3) 敷金及び保証金 | 148,051 | 140,292 | 7,758 |
| 資産計 | 3,290,560 | 3,282,801 | 7,758 |
| (1) 買掛金 | 351,948 | 351,948 | - |
| (2) 短期借入金 | - | - | - |
| (3) 未払金 | 209,738 | 209,738 | - |
| (4) 未払法人税等 | 172,820 | 172,820 | - |
| (5) 未払消費税等 | 38,744 | 38,744 | - |
| (6) 長期借入金(1年内返済予定を含む) | 1,480,006 | 1,481,059 | 1,053 |
| 負債計 | 2,253,258 | 2,254,312 | 1,053 |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

事務所敷金の時価については、退去年数を想定し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りより算出した利率で割り引いた現在価値により算定しております。営業保証金の時価については、決済の時期が確定しておらず時価算定が困難なため、帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、及び(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金(1年内返済予定を含む。)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられているため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元金金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|-------|-------------------------|-------------------------|
| 非上場株式 | 216,905 | 151,129 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、金融商品の時価等に関する事項には含めておりません。

3. 1年内返済予定の長期借入金は、(6) 長期借入金(1年内返済予定を含む)に含めております。

4. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成27年3月31日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|---------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,908,226 | - | - | - |
| 売掛金 | 763,005 | - | - | - |
| 敷金及び保証金 | 8,347 | 26,569 | 13,490 | 115,680 |
| 合計 | 2,679,579 | 26,569 | 13,490 | 115,680 |

当連結会計年度（平成28年3月31日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|---------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 2,758,071 | - | - | - |
| 売掛金 | 384,437 | - | - | - |
| 敷金及び保証金 | - | 26,478 | 13,517 | 108,054 |
| 合計 | 3,142,509 | 26,478 | 13,517 | 108,054 |

5. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成27年3月31日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 348,922 | 317,496 | 126,210 | 105,340 | 39,070 | 219,640 |

当連結会計年度（平成28年3月31日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 474,096 | 277,940 | 261,940 | 181,790 | 89,080 | 195,160 |

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前連結会計年度（平成27年3月31日）

非上場株式（連結貸借対照表額216,905千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載を省略しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

非上場株式（連結貸借対照表額151,129千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載を省略しております。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

| 種類 | 売却額（千円） | 売却益の合計額（千円） | 売却損の合計額（千円） |
|---------|---------|-------------|-------------|
| (1) 株式 | 120,000 | 82,304 | - |
| (2) 債券 | | | |
| 国債・地方債等 | - | - | - |
| 社債 | - | - | - |
| その他 | - | - | - |
| (3) その他 | - | - | - |
| 合計 | 120,000 | 82,304 | - |

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

その他有価証券の非上場株式について、28,080千円の減損処理を行っております。

なお、非上場株式の減損処理にあたっては、期末における実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（退職給付関係）

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 第1回 新株予約権 | 第4回 新株予約権 | 第6回 新株予約権 |
|-----------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社従業員 38名 | 当社従業員 59名 | 当社従業員 69名 |
| ストック・オプションの数 (注) 1 | 普通株式 65,600株 | 普通株式 70,400株 | 普通株式 36,000株 |
| 付与日 | 平成18年7月25日 | 平成19年3月2日 | 平成19年8月10日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は付されて おりません。 | 権利確定条件は付されて おりません。 | 権利確定条件は付されて おりません。 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはあ りません。 | 対象勤務期間の定めはあ りません。 | 対象勤務期間の定めはあ りません。 |
| 権利行使期間 | 平成20年7月26日から 平成28年6月26日 (注) 2 | 平成21年3月3日から 平成29年1月5日 (注) 2 | 平成21年8月10日から 平成29年7月24日 (注) 2 |

| | 第7回 新株予約権 |
|-----------------------|-------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 3名 |
| ストック・オプションの数 (注) 1 | 普通株式 64,000株 |
| 付与日 | 平成19年8月10日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は付されて おりません。 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはあ りません。 |
| 権利行使期間 | 平成21年8月10日から 平成29年7月24日 (注) 2 |

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

なお、平成18年11月7日付をもって1株を4株に株式分割、また、平成20年7月1日付をもって1株を100株に株式分割し、さらに、平成26年1月1日付をもって1株を2株に株式分割しておりますので、株式分割後の株数を記載しております。

2. 権利行使の条件は、以下のとおりであります。

権利行使時に、当社又は当社子会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。

権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。

取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、付与者と締結される新株予約権割当契約によるものとする。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成18年11月7日付をもって1株を4株に株式分割、また、平成20年7月1日付をもって1株を100株に株式分割し、さらに、平成26年1月1日付をもって1株を2株に株式分割しておりますので、ストック・オプションの数及び単価情報については、株式分割後の数値を記載しております。

ストック・オプションの数

| | 第1回 新株予約権 | 第4回 新株予約権 | 第6回 新株予約権 |
|-----------|--------------|--------------|--------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | - | - | - |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | - | - | - |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | 5,600 | 7,800 | 6,800 |
| 権利確定 | - | - | - |
| 権利行使 | 3,200 | 4,400 | 2,600 |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | 2,400 | 3,400 | 4,200 |

| | 第7回 新株予約権 |
|-----------|--------------|
| 権利確定前 (株) | |
| 前連結会計年度末 | - |
| 付与 | - |
| 失効 | - |
| 権利確定 | - |
| 未確定残 | - |
| 権利確定後 (株) | |
| 前連結会計年度末 | 42,000 |
| 権利確定 | - |
| 権利行使 | 20,000 |
| 失効 | - |
| 未行使残 | 22,000 |

単価情報

| | 第1回 新株予約権 | 第4回 新株予約権 | 第6回 新株予約権 |
|------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 権利行使価格 (円) | 75 | 75 | 400 |
| 行使時平均株価 (円) | 760 | 760 | 760 |
| 付与日における公正な評価 単価 (円) | - | - | - |

| | 第7回 新株予約権 |
|------------------------|--------------|
| 権利行使価格 (円) | 400 |
| 行使時平均株価 (円) | 960 |
| 付与日における公正な評価 単価 (円) | - |

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において新たに付与されたストック・オプション及び当連結会計年度の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションはないため、該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たり本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

| | |
|-----------------------------|----------|
| 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 21,693千円 |
| 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 17,342千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|------------|-------------------------|-------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 売掛金 | 15,614千円 | 9,274千円 |
| 商品 | 3,989 | 25,249 |
| 未払事業税 | 5,932 | 18,024 |
| 未払家賃 | 5,758 | 2,532 |
| 資産除去債務 | 9,613 | 10,848 |
| 投資有価証券評価損 | - | 8,598 |
| 減損損失 | - | 865 |
| 減価償却超過額 | 258 | 383 |
| 繰越欠損金 | 24,008 | 17,189 |
| その他 | 1,417 | 5,682 |
| 繰延税金資産小計 | 66,592 | 98,648 |
| 評価性引当金額 | 20,523 | 34,281 |
| 繰延税金資産合計 | 46,068 | 64,367 |
| 繰延税金負債 | | |
| 建物(資産除去債務) | 7,504 | 7,460 |
| その他 | 2,175 | - |
| 繰延税金負債合計 | 9,680 | 7,460 |
| 繰延税金資産の純額 | 36,388 | 56,906 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 法定実効税率 | 35.6% | 33.1% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.4 | 1.4 |
| 住民税均等割 | 1.8 | 0.8 |
| 評価性引当額の増減 | 4.1 | 2.3 |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 0.6 | 0.2 |
| 税額控除 | 1.9 | 3.1 |
| 連結子会社における親会社との税率差 | 1.6 | 1.8 |
| その他 | 0.2 | 0.3 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 43.4 | 36.8 |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の32.3%から30.9%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の32.3%から30.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数などを勘案して主に5年～20年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り(0.306%～2.136%)を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 期首残高 | 17,325千円 | 28,171千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | 15,069 | - |
| 見積りの変更による増加額 | - | 16,701 |
| 時の経過による調整額 | 299 | 300 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | 4,522 | 12,476 |
| 期末残高 | 28,171 | 32,696 |

二 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当連結会計年度において、当社グループの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

見積りの変更による増加額16,701千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社及び子会社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、取扱商品・サービス別のセグメントから構成されており、「エネルギーコストソリューション事業」、「スマートハウスプロジェクト事業」及び「インキュベーション事業」の3つを報告セグメントとしております。

「エネルギーコストソリューション事業」は、法人向けの電力基本料金削減コンサルティングやLED照明の販売といったエネルギーコストの削減に関連する事業を行っております。「スマートハウスプロジェクト事業」は、主に一般家庭向けに住宅用太陽光発電システムや蓄電池などの環境負荷削減型商品の販売、及び再生可能エネルギーの開発を行っております。「インキュベーション事業」は、新規事業の創出を行う事業ですが、現在はWebサイトを利用した商品販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

| | 報告セグメント | | | 合計 |
|--------------------|-------------------|-----------------|-------------|-----------|
| | エネルギーコストソリューション事業 | スマートハウスプロジェクト事業 | インキュベーション事業 | |
| 売上高 | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 2,753,422 | 3,387,215 | 31,344 | 6,171,982 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | - | - | 13,626 | 13,626 |
| 計 | 2,753,422 | 3,387,215 | 44,971 | 6,185,609 |
| セグメント利益又は損失() | 556,225 | 224,127 | 21,866 | 758,486 |
| セグメント資産 | 1,244,519 | 1,305,862 | 32,934 | 2,583,316 |
| その他の項目 | | | | |
| 減価償却費 | 25,293 | 15,752 | 1,106 | 42,152 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 | 29,997 | 368,772 | 1,630 | 400,401 |

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:千円)

| | 報告セグメント | | | 合計 |
|--------------------|-------------------|-----------------|-------------|-----------|
| | エネルギーコストソリューション事業 | スマートハウスプロジェクト事業 | インキュベーション事業 | |
| 売上高 | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 3,023,815 | 3,642,818 | 72,372 | 6,739,006 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | - | - | 12,000 | 12,000 |
| 計 | 3,023,815 | 3,642,818 | 84,372 | 6,751,006 |
| セグメント利益又は損失() | 700,925 | 262,870 | 3,886 | 959,910 |
| セグメント資産 | 1,552,378 | 1,491,589 | 25,267 | 3,069,236 |
| その他の項目 | | | | |
| 減価償却費 | 18,236 | 40,607 | 1,347 | 60,191 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 | 22,061 | 309,767 | 700 | 332,529 |

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

| 売上高 | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|------------|-----------|-----------|
| 報告セグメント計 | 6,185,609 | 6,751,006 |
| セグメント間取引消去 | 13,626 | 12,000 |
| 連結財務諸表の売上高 | 6,171,982 | 6,739,006 |

(単位：千円)

| 利益 | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|-------------|---------|---------|
| 報告セグメント計 | 758,486 | 959,910 |
| 全社費用(注) | 402,248 | 384,576 |
| 連結財務諸表の営業利益 | 356,238 | 575,334 |

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない持株会社の一般管理費であります。

(単位：千円)

| 資産 | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|-------------|-----------|-----------|
| 報告セグメント計 | 2,583,316 | 3,069,236 |
| 全社資産(注) | 1,461,214 | 1,764,987 |
| 連結財務諸表の資産合計 | 4,044,531 | 4,834,223 |

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない持株会社の現金及び預金、固定資産及び管理部門に係る資産等であります。

(単位：千円)

| その他の項目 | 報告セグメント計 | | 調整額 | | 連結財務諸表計上額 | |
|--------------------|----------|---------|---------|---------|-----------|---------|
| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
| 減価償却費 | 42,152 | 60,191 | 20,775 | 16,930 | 62,927 | 77,121 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 | 400,401 | 332,529 | 45,470 | 31,603 | 445,871 | 364,133 |

(注) 1. 減価償却費の調整額は、主に持株会社の有形固定資産及び無形固定資産の償却額であります。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に持株会社の有形固定資産及び無形固定資産の増加額であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の氏名又は名称 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|-------------|---------|-------------------|
| 株式会社クレディセゾン | 829,265 | エネルギーコストソリューション事業 |

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の氏名又は名称 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|-------------|---------|-------------------|
| 株式会社クレディセゾン | 727,687 | エネルギーコストソリューション事業 |

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：千円)

| | エネルギーコスト ソリューション 事業 | スマートハウス プロジェクト 事業 | インキュベーション 事業 | 合計 |
|------|---------------------------|-------------------------|-----------------|--------|
| 減損損失 | - | 17,249 | - | 17,249 |

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1)連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----------|------------|---------|--------------|-----------|-------------------|-----------|---------|----------|----|----------|
| 主要株主(法人) | 株式会社エナリス | 東京都千代田区 | 3,553,579 | 電力供給業 | (被所有)直接 10.19% | 第三者割当増資 | 第三者割当増資 | 423,138 | - | - |

(注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

各取引については、市場価格や双方協議のうえ合意した契約書等に基づき、一般的取引条件を勧案して決定しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----------|------------|---------|--------------|-----------|-------------------|-----------|---------|----------|----|----------|
| 主要株主(法人) | 株式会社エナリス | 東京都千代田区 | 3,553,579 | 電力供給業 | (被所有)直接 10.19% | 発電所建設委託 | 発電設備の取得 | 353,160 | - | - |

(注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

各取引については、市場価格や双方協議のうえ合意した契約書等に基づき、一般的取引条件を勧案して決定しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----------|------------|---------|--------------|-----------|-------------------|-----------|---------|----------|----|----------|
| 主要株主(法人) | 株式会社エナリス | 東京都千代田区 | 3,558,105 | 電力供給業 | (被所有)直接 10.11% | 発電所建設委託 | 発電設備の取得 | 282,238 | - | - |

(注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

各取引については、市場価格や双方協議のうえ合意した契約書等に基づき、一般的取引条件を勧案して決定しております。

(1株当たり情報)

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|---------------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 552.62円 | 639.92円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 53.19円 | 104.65円 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 52.61円 | 103.81円 |

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|---|--|--|
| 1株当たり当期純利益金額 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円) | 193,940 | 399,616 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円) | 193,940 | 399,616 |
| 期中平均株式数(株) | 3,646,326 | 3,818,535 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円) | - | - |
| 普通株式増加数(株) | 40,177 | 31,121 |
| (うち新株予約権(株)) | (40,177) | (31,121) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要 | | |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------------|---------------|---------------|-------------|-------------|
| 短期借入金 | 10,000 | - | - | - |
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 348,922 | 474,096 | 0.7 | - |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 807,756 | 1,005,910 | 0.6 | 平成29年～平成41年 |
| 合計 | 1,166,678 | 1,480,006 | - | - |

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

| | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 277,940 | 261,940 | 181,790 | 89,080 |

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 当連結会計年度 |
|--------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 売上高(千円) | 1,489,019 | 3,273,078 | 4,969,180 | 6,739,006 |
| 税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円) | 69,716 | 282,866 | 501,608 | 632,315 |
| 親会社株主に帰属する四半 期(当期)純利益金額(千円) | 35,828 | 171,434 | 313,242 | 399,616 |
| 1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円) | 9.40 | 44.93 | 82.05 | 104.65 |

| (会計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|
| 1株当たり四半期純利益金 額(円) | 9.40 | 35.49 | 37.11 | 22.60 |

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成27年3月31日) | 当事業年度 (平成28年3月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 1,111,246 | 1,468,320 |
| 前払費用 | 12,942 | 13,498 |
| 短期貸付金 | 1 32,200 | - |
| 未収入金 | 1 174,962 | 1 328,834 |
| 未収配当金 | 1 80,000 | - |
| 繰延税金資産 | 3,203 | 7,320 |
| その他 | - | 123 |
| 流動資産合計 | 1,414,555 | 1,818,096 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 46,578 | 52,445 |
| 車両運搬具 | 1,968 | 1,093 |
| 工具、器具及び備品 | 25,115 | 29,401 |
| 建設仮勘定 | - | 9,139 |
| 有形固定資産合計 | 73,663 | 92,080 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 3,842 | 11,889 |
| ソフトウェア仮勘定 | 12,733 | - |
| 無形固定資産合計 | 16,576 | 11,889 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 216,905 | 151,129 |
| 関係会社株式 | 810,626 | 810,626 |
| 出資金 | 10 | 10 |
| 長期貸付金 | 1 27,800 | 1 60,000 |
| 長期前払費用 | 349 | 274 |
| 敷金及び保証金 | 37,106 | 37,511 |
| 繰延税金資産 | 1,324 | - |
| その他 | 2,107 | 10,814 |
| 貸倒引当金 | 27,800 | 36,000 |
| 投資損失引当金 | 10,000 | 10,000 |
| 投資その他の資産合計 | 1,058,429 | 1,024,366 |
| 固定資産合計 | 1,148,669 | 1,128,336 |
| 繰延資産 | | |
| 株式交付費 | 1,566 | 885 |
| 繰延資産合計 | 1,566 | 885 |
| 資産合計 | 2,564,791 | 2,947,318 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成27年3月31日) | 当事業年度 (平成28年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 短期借入金 | 10,000 | - |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 315,152 | 415,656 |
| 未払金 | 1 42,728 | 1 66,976 |
| 未払費用 | 8,970 | 8,205 |
| 未払法人税等 | 145 | 31,214 |
| 預り金 | 1,731 | 1,290 |
| 前受収益 | 119 | - |
| 流動負債合計 | 378,847 | 523,343 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 441,526 | 607,120 |
| 預り保証金 | 1 17,897 | 1 29,077 |
| 資産除去債務 | 11,514 | 11,668 |
| 繰延税金負債 | - | 855 |
| その他 | 8,205 | - |
| 固定負債合計 | 479,143 | 648,721 |
| 負債合計 | 857,991 | 1,172,064 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 599,249 | 599,249 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 337,862 | 337,862 |
| 資本剰余金合計 | 337,862 | 337,862 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 798,071 | 854,384 |
| 利益剰余金合計 | 798,071 | 854,384 |
| 自己株式 | 28,382 | 16,242 |
| 株主資本合計 | 1,706,799 | 1,775,253 |
| 純資産合計 | 1,706,799 | 1,775,253 |
| 負債純資産合計 | 2,564,791 | 2,947,318 |

【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 売上高 | 1 508,025 | 1 514,069 |
| 売上原価 | - | - |
| 売上総利益 | 508,025 | 514,069 |
| 販売費及び一般管理費 | 2 402,248 | 2 384,576 |
| 営業利益 | 105,777 | 129,493 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1 1,563 | 1 1,458 |
| 受取配当金 | - | 4,100 |
| 賃貸収入 | 1 35,672 | 1 57,977 |
| その他 | 1,000 | 816 |
| 営業外収益合計 | 38,236 | 64,352 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 6,118 | 5,383 |
| 賃貸原価 | 35,672 | 57,977 |
| 株式交付費償却 | 783 | 783 |
| その他 | 0 | 298 |
| 営業外費用合計 | 42,574 | 64,441 |
| 経常利益 | 101,439 | 129,404 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | - | 82,304 |
| 特別利益合計 | - | 82,304 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | - | 28,080 |
| 貸倒引当金繰入額 | 27,800 | 8,200 |
| 投資損失引当金繰入額 | 10,000 | - |
| 特別損失合計 | 37,800 | 36,280 |
| 税引前当期純利益 | 63,639 | 175,428 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 13,180 | 61,354 |
| 法人税等調整額 | 1,458 | 1,937 |
| 法人税等合計 | 11,722 | 59,417 |
| 当期純利益 | 51,917 | 116,011 |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | 純資産合計 |
|---------|---------|---------|---------|---------------------|---------|--------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | |
| 当期首残高 | 387,680 | 126,293 | 126,293 | 797,498 | 797,498 | 28,382 | 1,283,088 | 1,283,088 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 211,569 | 211,569 | 211,569 | - | - | - | 423,138 | 423,138 |
| 剰余金の配当 | - | - | - | 51,344 | 51,344 | - | 51,344 | 51,344 |
| 当期純利益 | - | - | - | 51,917 | 51,917 | - | 51,917 | 51,917 |
| 自己株式の処分 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | 211,569 | 211,569 | 211,569 | 572 | 572 | - | 423,710 | 423,710 |
| 当期末残高 | 599,249 | 337,862 | 337,862 | 798,071 | 798,071 | 28,382 | 1,706,799 | 1,706,799 |

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | 純資産合計 |
|---------|---------|---------|---------|---------------------|---------|--------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | |
| 当期首残高 | 599,249 | 337,862 | 337,862 | 798,071 | 798,071 | 28,382 | 1,706,799 | 1,706,799 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 剰余金の配当 | - | - | - | 57,167 | 57,167 | - | 57,167 | 57,167 |
| 当期純利益 | - | - | - | 116,011 | 116,011 | - | 116,011 | 116,011 |
| 自己株式の処分 | - | - | - | 2,530 | 2,530 | 12,140 | 9,610 | 9,610 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 56,313 | 56,313 | 12,140 | 68,454 | 68,454 |
| 当期末残高 | 599,249 | 337,862 | 337,862 | 854,384 | 854,384 | 16,242 | 1,775,253 | 1,775,253 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・子会社株式

移動平均法による原価法

・其他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産減価償却の方法

イ 有形固定資産

定額法

ロ 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

4. 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、必要額を見積計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権、債務は以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成27年3月31日) | 当事業年度 (平成28年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 短期金銭債権 | 284,932千円 | 328,627千円 |
| 長期金銭債権 | 27,800 | 60,000 |
| 短期金銭債務 | 7,986 | 24,310 |
| 長期金銭債務 | 17,897 | 29,077 |

2. 以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

| | 前事業年度 (平成27年3月31日) | 当事業年度 (平成28年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 株式会社グリムスソーラー | 400,000千円 | 457,230千円 |

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

| | 前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|------------|--|--|
| 営業取引による取引高 | 508,025千円 | 514,069千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 37,062 | 59,305 |

- 2 当社は持株会社のため販売費に属する費用はありません。すべて一般管理費であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|-------|--|--|
| 役員報酬 | 86,235千円 | 90,630千円 |
| 給料賃金 | 97,960 | 85,221 |
| 減価償却費 | 11,475 | 9,091 |
| 支払報酬 | 47,929 | 47,378 |

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は810,626千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は810,626千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (平成27年3月31日) | 当事業年度 (平成28年3月31日) |
|------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 未払事業税 | - 千円 | 3,937千円 |
| 未払家賃 | 5,623 | 2,532 |
| 貸倒引当金 | 9,201 | 11,109 |
| 投資有価証券評価損 | - | 8,598 |
| 投資損失引当金 | 3,234 | 3,062 |
| 資産除去債務 | 3,723 | 3,572 |
| その他 | 401 | 850 |
| 繰延税金資産小計 | 22,183 | 33,663 |
| 評価性引当額 | 14,541 | 24,806 |
| 繰延税金資産合計 | 7,642 | 8,856 |
| 繰延税金負債 | | |
| 建物(資産除去債務) | 2,947 | 2,392 |
| その他 | 167 | - |
| 繰延税金負債合計 | 3,114 | 2,392 |
| 繰延税金資産の純額 | 4,527 | 6,464 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (平成27年3月31日) | 当事業年度 (平成28年3月31日) |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 | 35.6% | 33.1% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 5.5 | 2.1 |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 44.8 | 9.6 |
| 住民税均等割 | 0.5 | 0.2 |
| 評価性引当額の増減 | 19.3 | 6.9 |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 2.6 | 0.2 |
| その他 | 0.3 | 1.0 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 18.4 | 33.9 |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の32.3%から30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の32.3%から30.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

| 区分 | 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却 累計額 |
|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|
| 有形固定資産 | 建 物 | 46,578 | 11,587 | - | 5,721 | 52,445 | 16,359 |
| | 車 両 運 搬 具 | 1,968 | - | - | 875 | 1,093 | 2,406 |
| | 工具、器具及び備品 | 25,115 | 10,876 | - | 6,590 | 29,401 | 32,889 |
| | 建 設 仮 勘 定 | - | 9,139 | - | - | 9,139 | - |
| | 計 | 73,663 | 31,603 | - | 13,186 | 92,080 | 51,655 |
| 無形固定資産 | ソ フ ト ウ エ ア | 3,842 | 11,790 | - | 3,743 | 11,889 | 49,178 |
| | ソフトウェア仮勘定 | 12,733 | - | 12,733 | - | - | - |
| | 計 | 16,576 | 11,790 | 12,733 | 3,743 | 11,889 | 49,178 |

(注) 当期増加額のうち主なものは以下のとおりであります。

建物 本社事務所レイアウト変更
工具、器具及び備品 本社事務所用什器備品一式
ソフトウェア 経理システムパッケージ一式

【引当金明細表】

(単位：千円)

| 科 目 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------------|--------|-------|-------|--------|
| 投 資 損 失 引 当 金 | 10,000 | - | - | 10,000 |
| 貸 倒 引 当 金 | 27,800 | 8,200 | - | 36,000 |

(注) 引当金は、子会社株式会社グリムスペンチャーズに対する、関係会社株式及び長期貸付金に係るものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|------------|--|
| 事業年度 | 4月1日から3月31日まで |
| 定時株主総会 | 6月中 |
| 基準日 | 3月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 9月30日 3月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | (特別口座) 東京都千代田丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | (特別口座) 東京都千代田丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 |
| 取次所 | |
| 買取手数料 | 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額 |
| 公告掲載方法 | 電子公告。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告が出来ない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載URL http://www.gremz.co.jp/ir/koukoku.html |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第10期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成27年6月26日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第11期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月14日関東財務局長に提出。

（第11期第2四半期）（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月16日関東財務局長に提出。

（第11期第3四半期）（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月15日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成27年6月29日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 6月29日

株式会社グリムス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若尾 慎一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木下 洋

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グリムスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリムス及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社グリムスの平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社グリムスが平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 6月29日

株式会社グリムス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若尾 慎一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木下 洋

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グリムスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリムスの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。